

第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の知的財産制度をとりまく環境の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1

知的財産制度をとりまく環境の変化

(1) 出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2006年から2015年までの10年間で1.6倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2006年から2015年までの10年間で約5倍となっている。2015年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2015年の特許出願件数は約163万件であり、世界の特許出願件数約289万件の半数

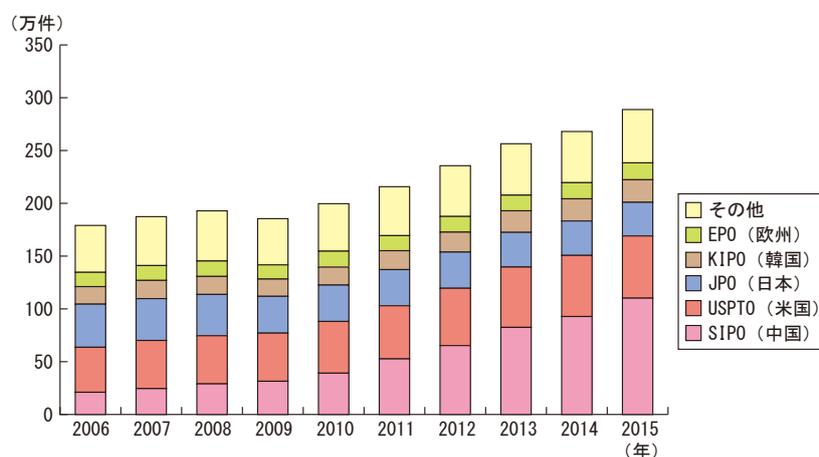
以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている。

商標分野においては、中国の出願件数が世界一であり、主要国・機関の出願件数は全体の約半数程度となっている。

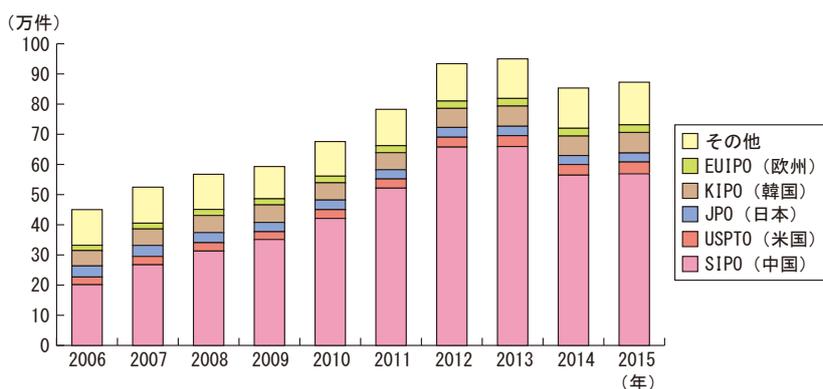
出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

3-1-1図 世界の特許出願件数の推移



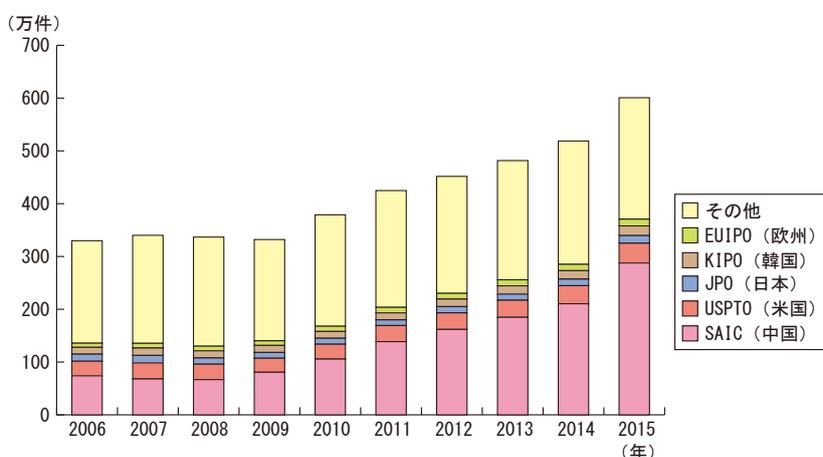
(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移

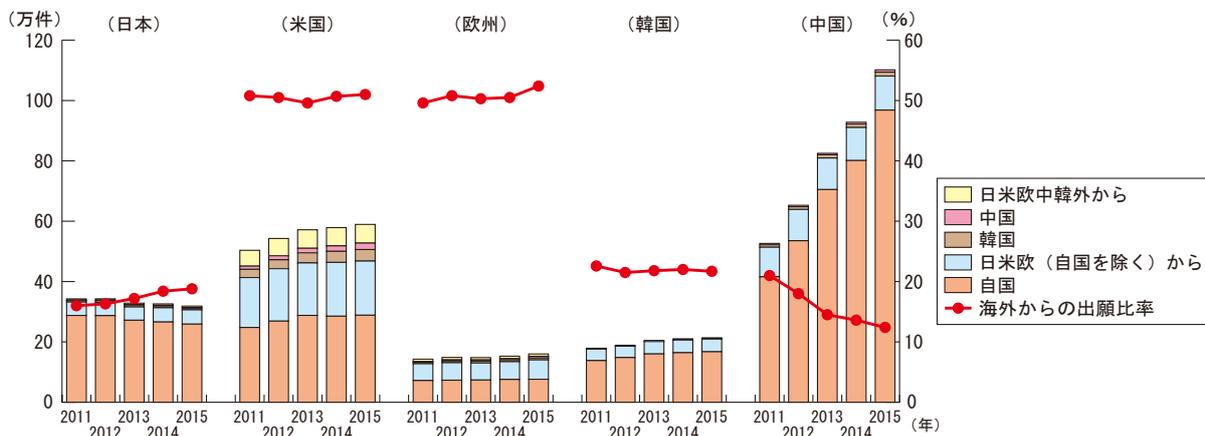


(資料)WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告 (2015) (2015年 SAIC 件数) を基に特許庁作成

2015年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では12%～23%程度である一方、米国・欧州の特許庁では約50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北

アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

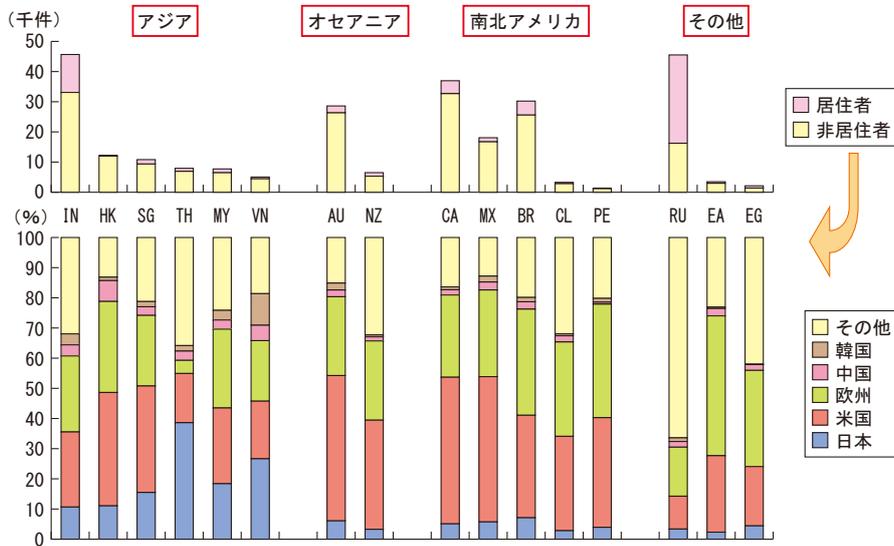
3-1-4図 五大特許庁への特許出願の状況



(備考) 欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。
各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-5図

五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況
特許出願件数（上）及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）



(備考)・IN(インド)、HK(香港)、SG(シンガポール)、MY(マレーシア)、VN(ベトナム)、AU(オーストラリア)、NZ(ニュージーランド)、CA(カナダ)、MX(メキシコ)、BR(ブラジル)、CL(チリ)、PE(ペルー)、RU(ロシア)、EA(ユーラシア特許庁) への 2015 年の出願件数に基づく。TH(タイ)、EG(エジプト) への 2014 年の出願件数に基づく。
・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。
・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC(ユーラシア特許条約) 加盟国の居住者による出願。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

(2)各国・地域で進む知的財産環境の整備

企業活動がグローバル化する中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、様々な取組を行っている。

例えば、欧州においては、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度や統一特許裁判所の導入に向けて着実に前進している。

中国においては、専利法改正に関し、1993年の第一次、2001年の第二次、2009年の第三次に続く第四次改正に向けた検討が進められている。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点から検討が行われている。

このように、各国・地域は、企業活動のグローバル化に対応するように、各々の知的財産制度がユーザーにとってより魅力的になるよう整備を進めている。

(3)標準必須特許をめぐる動向

経済のグローバル化や製品のモジュール化等の進展に伴い、形状、互換性等に関する統一的なルール、すなわち標準規格の必要性が

増している。このような状況の中、企業にとって特許発明を標準規格に組み込むことが、利益を獲得するための一手段として認識されてきていることから、標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須となる特許（標準必須特許）が増加している。

特許は、発明を独占実施し得る権利であって、独占を担保する直接的な手段として、差止請求権が認められている一方で、標準規格は、規格を誰でも利用可能にすることを目的に策定されるものである。そのため、標準規格を利用している者に対する標準必須特許に基づく権利行使について、制限する必要性があるとする意見と制限に慎重な意見との両方が存在する。

近年、特に情報通信技術の分野において、スマートフォン市場の拡大を背景として、特許権者が自己の標準必須特許について、標準化団体に対して公平、非差別かつ合理的な条件 (FRAND 条件) によるライセンスの意思がある旨を宣言 (FRAND 宣言) している特許に基づいて、差止請求権を行使する事例が発生

している。そして、こうした事例に関する判決等が各国において示され始めている。

我が国においては、サムスン社が保有するスマートフォンに関する特許（データ通信方式に関する標準規格を構成する、いわゆる「標準必須特許」）であって、FRAND 宣言されたもの）に関し、サムスン社が当該特許権に基づいてアップル社の事業の差止等を求める訴訟が提起された。知的財産高等裁判所は2014年5月16日、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止請求権の行使を無制限に許すことは、標準必須特許保有者に過度の保護を与え、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である「産業の発達」を阻害するとし、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する当該差止請求権の行使は権利の濫用に該当し許されないとする判決¹を下した。公正取引委員会は、標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について調査を実施し、2016年1月21日、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」に標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加する一部改正を公表した²。

米国においては、モトローラ・モビリティ社の特許権をアップル社が侵害したとして、当該侵害行為の差止等を求める訴訟が提起された。侵害されたとする特許権にはモトローラ・モビリティ社がFRAND 宣言していた標準必須特許が含まれていた。2012年6月22日のイリノイ州東部地区連邦地方裁判所の判決では、被疑侵害者が特許権者のライセンス提案を拒絶したとしても、それはその特許権者の提案以上のロイヤリティ支払いのリスクを被疑侵害者が負うことになるだけであり、特許権者はFRAND 条件でのライセンスを行う義務から免れられるわけではないと述べ、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止は原則

として認められないとの判断が示された。控訴後の2014年4月25日の連邦巡回区控訴裁判所における判決では、FRAND 宣言された標準必須特許について差止請求が原則としてできないとする解釈は失当であること、イーベイ事件³の最高裁判決で衡平法上の原則に則って示された要件⁴が満たされているか否かを考慮して、差止の是非が判断されるべきであることが示された。

欧州においては、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイとZTEとの間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つであるLTE (Long Term Evolution) 標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われていた事件に関し、2013年3月に「市場における支配的地位の濫用」を禁止するEU 運営条約 (TFEU) 第102条に基づく標準必須特許侵害に係る救済の在り方に関する指針の予備的判決を求めて欧州連合司法裁判所 (CJEU) に対し質問を付託していたところ、2015年7月16日、CJEUによる予備的判決が示された。この予備的判決において、CJEUは、標準化機関に対しFRAND 条件によるライセンスを確約していた標準必須特許権者が、被疑侵害者に対して当該標準必須特許とその侵害の態様を示して事前に警告し、FRAND 条件に基づくライセンスを受ける意思を示す被疑侵害者に対して、特に、実施料及びその算定方法を特定して、具体的な、書面によるライセンスの申出を行っており、他方で、その被疑侵害者が、当該特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを怠っていた場合には、標準必須特許権者による標準必須特許の侵害差止を求める提訴は市場の支配的地位の濫用には当たらない旨を判示した。

中国、韓国においては、近年、競争法当局

1 http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel

2 <http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

3 eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

4 イーベイ事件の最高裁判決で示された差止を認容するための4要件は以下の通り。

- ① その侵害行為によって、原告に回復不能の損害が発生していること
- ② 金銭賠償では不十分であること
- ③ 原告・被告の負担のバランスを考慮すること
- ④ 公共の利益が差止によって害されないこと

による知財ガイドライン等において、標準に関する特許の競争法上の取扱いについて規定する動きが見られる。中国では、2015年4月、国家工商行政管理総局が「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規程」を公表し、同年8月1日より施行されている。本規程は全19条からなり、標準規格内の知的財産権行使による独占行為を含め、独占禁止法違反に該当する知的財産権濫用の行為を具体的に定めている。また、韓国においては、2014年12月に韓国公正取引委員会が「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改訂した。本改訂審査指針において、標準必須特許の定義、標準必須特許権者による特許権

の濫用行為等について規定を追加した。しかし、本改訂審査指針の中で「事実上標準特許」保有者の特許権行使に対する違法性の判断基準が特許権への過度な制限と解釈されかねない、との意見が提起されたことを受け、2015年12月、韓国公正取引委員会は「標準技術」や「標準必須特許」の定義規定を補完するなどの改正を行う改正案に関する行政予告を実施した。

標準必須特許に基づく差止請求等の権利行使の制限に関する判決の数は、依然として多くない。そのため、今後示される判決等により各国における当該制限に関する考え方が整理されていくと考えられる。

2

米国における動向

米国では、2016年の大統領選挙で共和党のDonald Trump(ドナルド・トランプ)氏が勝利、2017年1月20日に第48代アメリカ合衆国大統領に就任した。

米国特許商標庁(USPTO)においては、政治任用であるUSPTO長官は政権の交代とともに代わるのが通常であり、新長官に誰が就くのが注目されていた。しかしながら、2017年3月時点において、同庁、商務省及びホワイトハウスから長官人事についての正式な公表はなされていない。

USPTOは前政権下で特許の一次審査未着手件数の削減等に向けて人員・予算を積極的に増大させてきたが、トランプ大統領は、連邦政府職員採用の凍結を命じる大統領覚書(Presidential Memorandum)¹に署名し、連邦政府職員の数減らす長期計画を実施するまで、連邦政府機関に対して新規採用及び空席ポスト補充採用の凍結を命じた。USPTOにとって、この採用凍結措置が長期化した場合、職員の空席を抱えたままの運営となるため、特許出願審査の長期化や審査時間の短縮化を受けた質の低下などが発生することが懸念される。今後USPTOがどのように運営されていくのが注目される。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁(JPO)とUSPTOとの間で、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、JPOとUSPTOは、(i)2015年7月1日から、米国が受理したPCT国際出

願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が実施(我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大)し、(ii)2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム²を開始している。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合と

1 大統領覚書に関するホワイトハウスプレスリリース：
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/23/presidential-memorandum-regarding-hiring-freeze>
 2 <https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibeij.htm>

いった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、意匠審査官協議や意匠分類専門家会合等を通じて、主要な実体審査国である日米両国の審査実務や意匠分類に対する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。さらに、2016年2月には、JPOとUSPTOとの間で意匠分類協力覚書を締結した。また、2015年から、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）の枠組みによる協力を実施している。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2012年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

(2)近年の知的財産政策の動向

①「2017年知的財産執行共同戦略計画」

2010年6月に初めて策定され、2013年6月に改訂された知的財産執行共同戦略計画について、2017年度から2019年度までの計画が2016年12月に公表された。同レポートは、以下の4セクションに分かれている。

1. 営業秘密不正取得及び知的財産権侵害の経済的及び社会的影響に対する危機感を米国全体で高める。
2. オンラインにおける知的財産侵害活動を取り締まることで安全かつ確実なインターネット取引を振興する。
3. 模倣品の流通を把握し、合法的な（正規

品を使った）商取引を支援する。

4. 効果的な知的財産執行に向けて国内、国際協調を高める。

USPTOも公式プレスリリースで同戦略計画の発表を報告し、「本戦略計画は弊庁、IPEC及び他連邦政府機関の協力の成果である。この計画は知的財産権の文化的及び経済的重要性を強調し、また、イノベーションの不正取得を取り締まり、同時に創造的成長を促し、市場に更なる確実性を与えるものである」などとしている。

②スペシャル301条¹報告書

米国通商代表部（USTR:Office of the United States Trade Representative）は、2016年4月に「2016年スペシャル301条報告書」（以下レポート）を公表した²。

レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置（制裁）への手続が進められる。

本報告書において、我が国は、①TPPの参加国、②米国と一緒に多国間での取組を行った国、及び、③USPTOとのパートナーシップを有する国、として記載されている。

3-1-6図 スペシャル301条レポート指定国（2016年）

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国 ³
-	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ (11か国)	バルバドス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム (23か国)	中国

1 1974年通商法301条（貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項）の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。

2 <https://dlbjbjzgnk95t.cloudfront.net/0789000/789620/special%20301.pdf>

3 1974年通商法306条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務がUSTRによって監視される国。

③トレードシークレット保護強化の動き

2016年5月11日、「営業秘密保護法 (DTSA: Defend Trade Secrets Act)」にObama (オバマ) 大統領 (当時) が署名し、同法が成立した。

同法は、1996年の「経済スパイ法 (Economic Espionage Act of 1996)」を改正し、営業秘密の横領に関する連邦民事救済措置を策定し、州法を阻害しない形で全米の統一基準を確立するというものであり、海外との取引、州間取引に関する製品、サービスに関するトレードシークレットを不正使用された者が民事的な救済を求めることができる。

④米国特許法改正

米国における特許制度は、先発明主義、限定的な出願公開制度、後願排除効の言語差別 (いわゆる「ヒルマードクトリン」の問題) 等、世界的にも特異な制度を有するものであったが、2011年の米国発明法 (「アメリカ・インベンツ・アクト」) 成立により、先願主義への移行、ヒルマードクトリンの撤廃、新たな行政上の特許取消手段 (特許付与後レビュー) の導入等、大幅な制度改正を行った。

以下、主な改正項目について紹介する。

a. 先願主義の導入

(2013年3月16日施行)

- ・先行技術の範囲について、これまで公知・公用発明は米国内のみに限定されていたが、改正後は世界公知・公用まで拡大する。

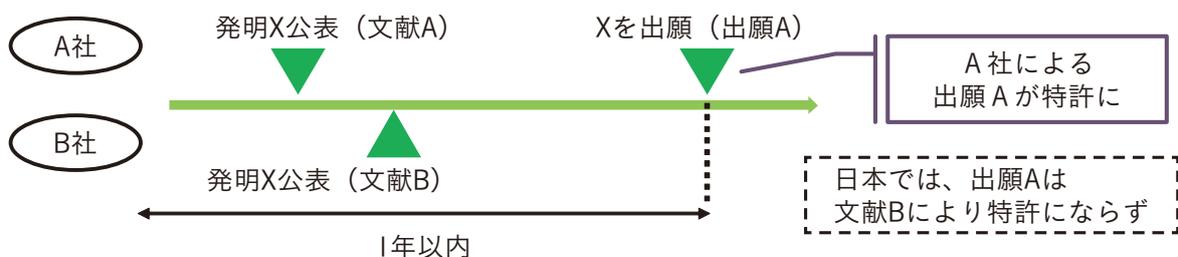
- ・先願主義への移行に伴い、インターフェアランス手続²を廃止し、真の発明者を決定する手続 (「デリベーション手続」) を導入する。
- ・グレースピリオド³の規定は日欧と異なり、自身の発明開示後であって、自身の出願前に独自発明の第三者が同一発明を出願又は開示した場合であっても、自身の出願は当該第三者の出願又は開示による影響を受けない (いわゆる「先発表主義」)。

なお、先願主義への移行に先立って、USPTOは、2013年2月14日に先願主義に関する施行規則及び審査ガイドラインを公表した。

先願主義のルールが適用されるか否かは、それぞれのクレームが有する有効出願日で判断される。すなわち、全てのクレームの有効出願日が2013年3月16日以降の出願は、当然に先願主義のルールが適用されるが、2013年3月16日より前の出願であっても、2013年3月16日以降の米国出願に新規クレームが一つでも含まれている場合は、全てのクレームに対して先願主義のルールが適用されることになる。

そのため、2013年3月16日より前の優先日を有する同日以降の出願等が、同日以降の有効出願日を有するクレームを含む場合は、その旨の書面を出願から4か月以内に提出することが規定された。

3-1-7図 先発表主義的グレースピリオド



1 米国以外の国にした特許出願を基礎にして優先権を主張して米国へ出願した場合、その出願に基づき後日同様の発明に関して米国に出願した他人に対し特許を与えないとする効果 (後願排除効) は、その出願の米国への出願日から発生し、優先日まで遡らないとする判例に基づいた米国の法理。
 2 同一発明をクレームした出願人が複数いた場合に、先発明者を特定する先発明主義特有の制度。
 3 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

b. 後願排除効の言語差別(ヒルマードクトリン等)の撤廃

(2013年3月16日施行)

- ・後願排除効の言語差別(ヒルマードクトリン等)を規定していた条文が削除された。

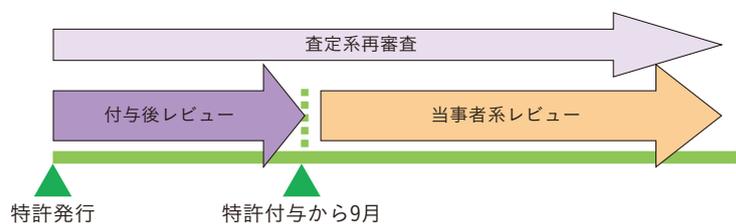
c. 特許付与後レビュー(Post Grant Review)

(2012年9月16日施行)

- ・利害関係者であれば特許付与の日から9か月以内に特許の取消を申し立てることができる。

- ・ただし、ビジネス方法特許に関しては、特許付与後9か月以上を経た場合でも申立可能(法施行後8年間で廃止される(sunset条項))。
- ・請求理由としては、新規性、非自明性以外に、明細書記載要件(ベストモード要件は除く)についても申立が可能となる。
- ・レビュー開始要件は、「特許無効である可能性が50%より大きいこと(more likely than not)」である。

3-1-8図 特許付与後の手続の概要



d. 当事者系レビュー(Inter Partes Review)

(2012年9月16日施行)

- ・以前の当事者系再審査(Inter Partes Reexamination)の名称を改めたもの。
- ・利害関係者であれば、申立は特許付与後9か月以降又は特許付与後レビューが終了した日のいずれか遅い日以降に特許の無効を申し立てることができる。
- ・請求理由としては、刊行物の提示による新規性、非自明性のみである。
- ・レビュー開始の認定要件は、特許無効であるという「reasonable likelihood(合理的蓋然性)¹」があることとされる。
- ・ただし、特許侵害訴訟の訴状受理後1年経過した場合、当該レビューは行われない。
- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部(Patent Trial and Appeal Board)により行われる。

なお、当事者系レビューの申請件数は、2013年度は514件だったのに対し、2014年度は1,310件、2015年度は1,737件と増加を続

けていたが、2016年度には1,565件と微減した。

e. 第三者による情報提供

(2012年9月16日施行)

- ・USPTOに係属中の特許出願について、第三者による情報提供を認めることが法定化された。
- ・提出できる期間は、特許査定前まで、又は出願公開から6ヶ月若しくは最初の拒絶の日のどちらか遅い方までとされる。

f. 補充審査制度

(2012年9月16日施行)

- ・特許権者が、自己の保有する特許に影響を与えると考える情報をUSPTOに提供し、補充審査を受けることができる。
- ・特許権者のみが請求可能であり、また、陳述書の提出はできない。
- ・追加提出された情報が補充審査の結果、特許性に影響を与えないと判断された場合、

1 付与後レビューの開始要件である“more likely than not”よりも緩いものと解釈されている。

当該情報は、後に提起された訴訟において不正行為 (inequitable conduct) の証拠から除外される。

⑤米国発明法の修正法

(2013年1月14日施行)

2013年1月14日、オバマ大統領(当時)は、2011年9月に成立した改正特許法を技術的に修正する法案に署名し、成立した。

今回成立した法律は、誤記と思われる部分の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定するなど、「技術的修正」となっている。

以下、法律の概要について紹介する。

a. 当事者系レビュー (Inter Partes Review) 申請時期の拡大

米国発明法の規定では、当事者系レビューの申請は、特許付与後9か月を経過してからとされており、特許付与後9か月までは特許付与後レビュー (Post Grant Review) にて対応することとされている。しかし、特許付与後レビューは対象出願が改正法適用出願(先願主義適用出願、2013年3月16日以降の出願)に限られているため、一次審査通知までの期間を考慮すると、当事者系レビューが施行された2012年9月16日以後数年間は、特許後9か月の空白が生じることとなっていた。

そこで、この法律ではその空白を無くすべく、旧法適用出願(先発明主義適用出願)に関しては、特許付与後9か月を経過しなくても、当事者系レビューが請求できると規定している。

b. 宣誓書等の提出期限の明確化

米国発明法の規定では、特許許可は、宣誓書、宣言書、代替陳述書、譲渡証明書を提出した場合に通知することができると定められていた。この法律では、当該書面は特許料金支払前に提出することを義務づけるように変更している。

c. 真の発明者を決定する手続(デリベーション手続)の申請期限の変更

米国発明法の規定では、真の発明者を決定する手続(デリベーション手続)を申し立てることができる期間は、冒認したクレームの出願の最初の公開日から1年とされていた。そして、この規定の文言上、冒認した発明をクレームせずに明細書に含めておき、当初クレームの公開後1年経過してから冒認した発明をクレームに追加した場合には、現行規定の対象外となる可能性があるとされていた。そこで、この法律では、真の発明者を決定する手続(デリベーション手続)の申立は、冒認された発明がクレームされて特許又は公開されてから1年以内に行わなければならないとしている。

d. 特許諮問委員会、商標諮問委員会

委員の任命に関する条項を修正し、12月1日からの3年間とすることや、欠員が出た場合は90日以内に補充されること、そしてその補充で入った委員の任期は前任者の残り期間となること等を規定している。

e. USPTO収入の用途の柔軟化

米国発明法の規定では、特許関係で徴収した料金は特許関係業務のみ、商標関係で徴収した料金は商標関連業務のみに費やすこととされていたが、この法律でその制限を撤廃した。

⑥ジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法

2012年12月18日、オバマ大統領(当時)はハーグ協定のジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法案に署名し、同法が成立した。

a. ジュネーブ改正協定関連部分

意匠特許に関して、ジュネーブ改正協定の批准に向けて、権利の保護期間が14年から15年に延長されること等を規定している。また、ジュネーブ改正協定の実施のため、2015年4月2日、官報にて施行規則の最終版を公

表した。

この施行規則改正案では、

- ・ 国際意匠出願の形式
- ・ USPTO への国際意匠出願・米国を指定した国際意匠出願の出願日に関する取扱い
- ・ 米国を指定した国際意匠出願が国際公開された後の仮の保護・権利期間の取扱い等が規定されている。

米国政府は、2015年2月13日に、ジュネーブ改正協定の批准書を世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に寄託し、同年5月13日、ジュネーブ改正協定が米国で発効した。

b. 特許法条約関連部分

通常の特許に関して、特許請求の範囲の提出がなくても出願日を確保することや、先に提出された出願の引用を当該出願の明細書及び図面と置換すること、優先権の回復を認めること等が規定されている。また、特許法条約実施のため、2013年10月21日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則案には、

- ・ 通常出願においてはクレームが無くても出願日の確保ができる（なお、これまでも仮出願においてはクレームが無くとも仮出願日は確保可能）
- ・ 過去の出願書類に追加する形態 (by reference) で、クレーム等を所定期間内に補充することができる
- ・ (所定期間内に手続を取らなかったこと等により) 取下げとなった (abandoned) 出願や、維持年金の未払いが意図したものでない場合に当該出願や権利を回復できる
- ・ 優先権主張期間 (12 か月、意匠特許の場合は6 か月) を経過した場合でも、それが意図されたものでない場合は、2 か月以内であれば請願 (petition) を提出することによって回復できる
- ・ 仮出願に関しても、上記同様、それが意図されたものでない場合は、2 か月以内であれば請願 (petition) を提出することによ

て回復できる

- ・ 特許期間の延長に関し、出願後8か月以内に (方式違反等によって) 実体審査に入ることができない場合は、8か月以降 (実体審査に入ることができるまでに) 費やした期間分は、特許期間の延長分から削除される等が述べられている。

そして、USPTOは、2012年特許法条約実施法 (Patent Law treaties Implementation Act of 2012) に関連する法律、規則及び実務の変更や、2015年5月に発効したジュネーブ改正協定に対応する修正及び最近の商標の判例に対応するため、2015年11月に特許審査便覧 (MPEP: Manual of Patent Examination Procedure)、2015年10月に商標審査便覧 (TMPEP: Trademark Manual of Examining Procedure) をそれぞれ改訂した。

(3) 特許制度改革の動向

米国では、根拠のないデマンドレター (警告状) を大量に送り和解金を得るといった特許訴訟を悪用する者 (いわゆる「パテントトロール」) による訴訟件数が増加し、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでもが訴訟に巻き込まれ、さらに、訴訟において事業者側が証拠開示等によるコスト負担を一方的に強いられる事態が多発している。

大統領府の「National Economic Council」及び「Council of Economic Advisers」が、2013年6月に発表した「Patent Assertion and U.S. Innovation¹」では、パテントトロールによる訴訟件数は、過去2年で3倍となり、知的財産侵害訴訟における割合も、29% (2010年) から62% (2012年) となったことが示され、パテントトロール対策として、

- ・ 新規性及び進歩性のハードルを高くし、明確な特許権とする
- ・ 特許権者とその技術を使用する者との間の訴訟コスト不均衡を是正する
- ・ 新しい技術や新しいビジネスモデルに対し

¹ https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/patent_report.pdf

てイノベーションシステムの適合性向上を図る

ことが重要であると指摘された。

これを受け、オバマ政権は、2013年6月4日、「White House Task Force on High-Tech Patent Issues¹」と題した、パテントトロール対策を打ち出した。この中で「悪質な訴訟に関して、裁判所が、敗訴側に（勝訴側の）弁護士費用の負担を命じる裁量権を拡大する」、「訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書（デマンドレター）を公開し、検索可能とすることで、これの公開を動機付けし、透明性を高める」等の、議会における七つの立法提言と、「機能的クレームの制限」や「エンドユーザー支援」といった行政府における五つの対応が述べられている。

この立法提言を受け、米国議会では、第113議会において、複数の特許改革法案が提出された。中でも、下院司法委員長のGoodlatte議員が上程した「Innovation Act²」（H.R. 3309）は、以下に示すような事項を含むものであり、2013年12月5日に賛成325反対91で下院本会議を通過したものの、上院では、訴訟費用の敗訴者負担等、幾つかの項目で折り合わず、上院司法委員会での採決に至らなかった。

「Innovation Act」（H.R. 3309）の概要

①訴訟提起時のハードルを上げる

訴訟提起時に、侵害されている特許番号及びクレームを述べ、侵害している製品の製品番号等により製品を特定するとともに、その製品が特許クレームを侵害している内容等についての説明をする。

②訴訟コストの敗訴者負担

裁判所は、例外的な状況にある場合等を除いて、当事者が本質的に正当な行動を取っていない場合に、敗訴者に対して合理的な費用や当該行動によって発生した費用を敗訴者に負担させる。敗訴者がその支払いができない場合、その関係者に負担を求めることができ

る。

③原告の利害関係者の併合

訴訟において特許権侵害を主張された当事者（被告）に、訴訟費用が支払われることが認められたが、原告がその支払いができない場合に、原告の利害関係者（親会社やライセンス関係にある会社等）の併合を被告が申し立てた場合、裁判所はこれを認める。

④ディスカバリの制限

特殊な場合を除いて、クレーム解釈が決定するまでは、そのために必要なディスカバリのみに限定される。

⑤デマンドレター

根拠のないデマンドレターは故意侵害の証拠とはならない。

⑥利害関係者の開示

原告は、裁判所とUSPTO、相手方に対して利害関係者を開示しなければならない。

⑦顧客に対する訴訟の中断

ある製品等の顧客が特許侵害訴訟の被告となっており、特定の条件を満たした場合、申立により顧客に対する訴訟を中断する。

⑧AIA（改正特許法）の改善と技術的修正

付与後レビュー（Post Grant Review, PGR）における禁反言（estoppel）条項の緩和、クレーム解釈を、USPTOの基準である「合理的に最も広く解釈（broadest reasonable interpretation）」するものから、裁判所の基準である「当業者が通常想起する意味として解釈」するものに変更する。

2015年に入り、新たに第114議会が始まり、上下院双方で、特許制度改革法案が次々に上程された。主なものを挙げると、下院では、2015年2月5日に、前議会で本会議を通過した「Innovation Act」（H.R. 9）が、修正無しで下院司法委員会にあらためて上程され、2015年6月11日に一部修正された法案が賛成24反対8で可決された。上院では、2015年3月3日にChris Coons上院議員が、「Support Technology and Research for Our Nation's

1 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/04/fact-sheet-white-house-task-force-high-tech-patent-issues>
2 <https://www.congress.gov/113/bills/hr3309/BILLS-113hr3309rfs.pdf>

Growth (STRONG) Patents Act¹ (S.632) を上院司法委員会に上程した。なお、「STRONG Patents Act」は、特許付与後の手続（当事者レビュー（IPR）及び付与後レビュー（PGR））の改革や悪質なデマンドレター²の制限を柱とするものであり、訴訟費用負担条項は含まれていない。

上院では、さらに、2015年4月29日に Chuck Grassley 委員長らが「Protecting American Talent and Entrepreneurship (PATENT) Act²」を上程した。この法案は、Innovation Act (H.R.9) と同様、訴状基準の厳格化、対顧客訴訟の保留、ディスカバリ手続の制限、弁護士費用負担、告訴状（デマンドレター）規制、特許保有に関する情報の透明化等を提案しているが、各条項の内容は、Innovation Act とは異なっている。PATENT Act (S.1137) は2015年6月4日に上院司法委員会において一部修正された法案が賛成16対反対4で可決されたものの、下院では審議がなされず結局廃案となった。

(4) 連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)の変更

2015年12月1日から連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)が変更された。この変更は、理由もない訴訟が濫発しないよう制限をするものであり、原告と被告の訴訟負担バランスを改善することを目的としている。具体的には、(i) 特許侵害訴訟、著作権侵害訴訟等の訴状として従来使用されてきた付属書式(Appendix of Forms)の削除と「これら付属書式は訴状として充分である(the forms “suffice under these rules”）」という条文の削除、(ii) 証拠能力を有する証拠の発見に至る可能性がある情報のディスカバリを認可するという条項を削除し、均衡性テストによりディスカバリ範囲を制限し、(iii) 文書開示要請に対する異議に基づき開示を拒否する場合、開示拒否に関する詳細情報の提出を義務付ける、というものであり、今後、

パテントトロール等による行き過ぎた訴訟の低減が期待される。

(5) USPTOの取組

行政府に対する提言を受け、USPTOでは、審査のスピードに加え、新たに品質向上を目標に掲げ、様々な取組を行っている。

① USPTOの組織

2014年4月に、特許審査ハイウェイや共通特許分類、グローバルドシエ構想等の国際的な特許協力業務を強化するため、特許局長(Commissioner for Patents)の傘下に、国際特許協力室(OPIC: Office of International Patent Cooperation)が設置され、担当副局長(Deputy Commissioner for International Patent Cooperation)が置かれた。

2015年1月には、今後の特許品質施策を実行するため、特許品質管理部が新たに設けられ、初代特許品質担当副局長(Deputy Commissioner for Patent Quality)として、Valencia Martin Wallace氏が任命された。

また、2015年1月には商標局長にMary Boney Denison氏が、2015年7月には特許局長にDrew Hirshfeld氏がそれぞれ就任した。2017年1月の政権交代に伴い、政治任用であるSlifer副長官は退任したが、2017年3月時点において、Lee長官は留任していることが確認されている。

② 2014-2018年度にわたる次期戦略計画

2014年3月、USPTOは、2014-2018年度にわたる次期5か年戦略計画(FY2014-2018 Strategic Plan)を発表した。

公表された戦略計画は、2014年2月20日にオバマ政権が出したパテントトロール対策の拡充の指示を踏まえ、啓発活動関連がより充実したものとなった。近年の特許審査官の大幅増員等によりバックログ数が減少に転じたことや、制度変更による特許審判部の負荷の増大等を受けて、従来の特許審査待ち案件

1 <https://www.congress.gov/114/bills/s632/BILLS-114s632is.pdf>
2 <https://www.congress.gov/114/bills/s1137/BILLS-114s1137is.pdf>

数の減少に主眼を置いたものから、(i) ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上も目標としつつも、特許審査に要する処理期間を最適化する、(ii) 適時性と高品質を提供するために特許審判部 (PTAB) を増強する方向となっている。また、IT システムに関しては、従来の目標と大差はないが、旧来のシステムも安定化(stabilize)させて用いている。さらに、グローバルな知財保護、執行に関しては、明確に中国を特定し、同国での知財保護、執行を改善することとしている。

③特許事由適格性に関するガイダンスの更新

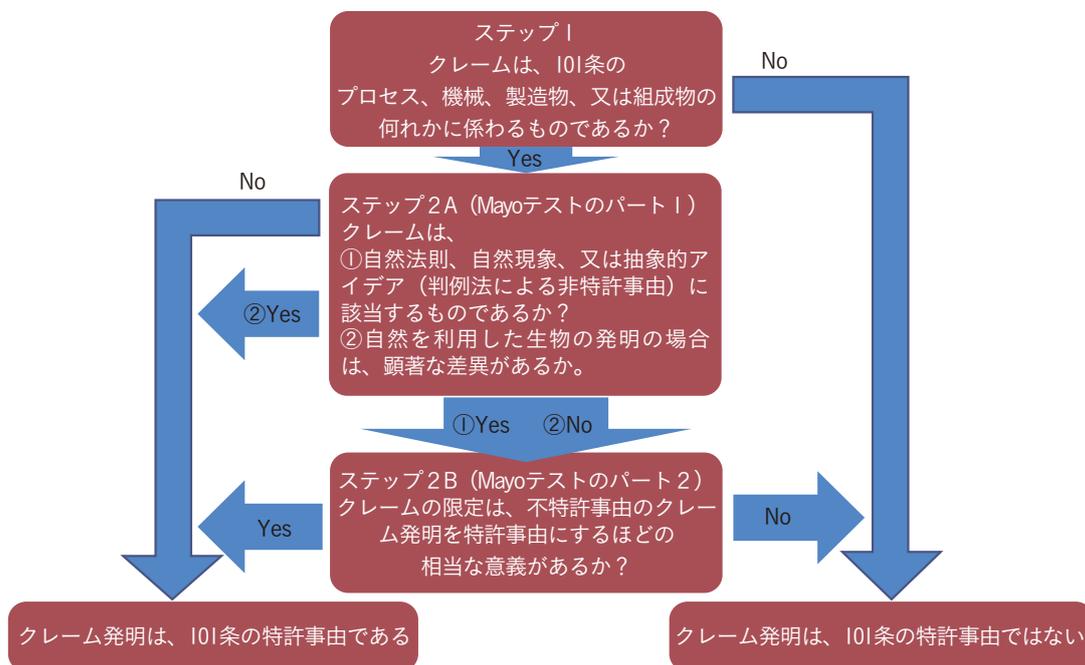
USPTO は、2015 年 7 月、2016 年 5 月と、二度に渡り、2014 年 12 月 16 日に公表した特許事由適格性 (米国特許法第 101 条) に対する

ガイダンス (2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility) の更新を続けている。

米国では特許事由適格性に関する最高裁判決が相次ぐなか、USPTO は、Mayo 判決¹ 及び Myriad 判決² に対応する形でガイドライン³、また Alice 判決⁴ に対応する形で仮審査指令⁵ を作成してきた。このガイダンスは、仮審査指令に対するパブリックコメント及び公開ミーティングでの意見を踏まえて作成されたものであり、判例に基づく 101 条保護対象外のものを含むか否かを判別するための手法が示されている。

また、USPTO では、Enfish 判決、McRO 判決、BASCOM 判決等の CAFC における判決を受け、2016 年 11 月までに 3 つの審査官向けのメモランダム⁶ を公表している。

3-1-9図 特許事由適格性判断 (ガイダンスフローチャート)



1 <http://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>

2 http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398_1b7d.pdf

3 「Procedure For Subject Matter Eligibility Analysis Of Claims Reciting Or Involving Laws Of Nature/Natural Principles, Natural Phenomena, And/Or Natural Products(March 2014 Procedure)」

4 http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_71h8.pdf

5 「Preliminary Examination Instructions in views of the Supreme Court Decision in Alice Corporation Pty. Ltd. v. CLS Bank International, et al.」 (June 2014 Preliminary Instructions)

6 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-may-2016_enfish_memo.pdf

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo_rlm-sequenom.pdf

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/McRo-Bascom-Memo.pdf>

④特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム

USPTOは、品質維持向上のために、(i)優れたオフィスアクションと庁内手続、(ii)優れた品質評価、(iii)優れた顧客サービスの3本の柱を掲げ、特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム「EPQI: Enhanced Patent Quality Initiative」を実施している。

同プログラムでは、以下12の取組が提案・実施されている。

1. 審査前に機械的なサーチにより先行技術調査をした結果を審査官に提供する試行プログラム
2. 審査官に対し、科学技術情報センター(STIC)で現在利用できる先行技術サーチのツールやリソースを周知するキャンペーン
3. 審査記録の明確性を改善するための審査官トレーニング
4. 審査記録の明確性を改善するための、実務方法の検討
5. 出願人－審査官間の面接を補助する、面接専門官の配置
6. 審判前試行プログラムと、拒絶査定後試行プログラム(AFCP2.0)の効果的な特徴を組み合わせた、審査後の試行プログラム(P3)
7. 特許発行費用納付後に審査官にIDSを考慮してもらうための試行プログラム(QPIDS)の再評価
8. 意匠公報のイメージ品質の向上
9. PTAB等において特許付与後に提出された証拠に対し、関連する出願の審査官のアクセスを可能とするプログラム
10. 品質保証部(OPDA)及び審査部(TC)から審査官の作業成果物の明確性及び正確性に関するデータを収集するための単一

フォーマットである、マスターレビューフォーム(MRF)の開発

11. 審査官の作業成果物の明確性及び正確性を理解、評価並びに報告するための品質管理基準の開発・実施
12. 出願人から提供される、ケーススタディ用のトピックの受理

⑤ファースト・アクションインタビュー試行プログラム

参加者(出願人)に対し、審査官が実施した先行技術文献調査の結果を含む「インタビュー前通知(Pre-Interview Communication)」を受領した後に審査官とのインタビューを実施することで、(i)出願審査の促進、(ii)出願人と審査官の意思疎通の促進、(iii)審査の最初の段階で特許性に関する問題を一つ一つ解決する機会の提供、(iv)早期の特許化等の多くの利益を提供することを目的としている。

⑥USPTOの料金設定権限

USPTOに対し、各種特許料金の設定権限が与えられた。

USPTOは、2013年1月に米国発明法に対応した新料金を公表した。新料金では、当事者系レビューや査定系再審査等の高額さが話題となっていた項目に関して、2012年10月時点の料金から引き下げられている。

なお、USPTOは、2015年10月に特許関連手数料改定案¹を発表した。特許諮問委員会(PPAC)²が本改定案について2016年2月に報告書³を提出、これを受けてUSPTOは規則案を2016年10月に官報で公表した。⁴規則の実施時期は2017年夏を予定。本改正提案では、当事者系レビューや査定系再審査等を中心に多くの項目で料金の引き上げが図られている。

1 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20151119_USPTO_PPAC_Fee_Hearing.pdf

2 米国特許法第5条により設置された委員会であり、四半期毎に開催され、USPTOの政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与え、年次報告書を作成し、商務長官、大統領、上下院司法委員会に提出することをミッションとしている。

3 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PPAC_Fee%20_Setting_Report_2016%20%28Final%29.pdf

4 <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-10-03/pdf/2016-23093.pdf>

3-1-10図 USPTO の料金改定案（概要）

項 目	改定前の料金	改定案の料金
出願料金 ^{※1}	\$1,600	\$1,720
3 を超える独立請求項への追加料金	\$420	\$460
RCE 請求料 1 回目	\$1,200	\$1,300
2 回目以降	\$1,700	\$1,900
トラック I 優先審査	\$4,000	(改定なし)
維持年金 1 回目	\$1,600	(改定なし)
2 回目	\$3,600	(改定なし)
3 回目	\$7,400	(改定なし)
査定系再審査	\$12,000	(改定なし)
当事者系レビュー ^{※2}	\$23,000	\$30,500
特許付与後レビュー	\$30,000	\$38,000

※1 基本、サーチ及び審査手数料の合計

※2 申請、及び審理開始手数料の合計

⑦優先審査(ファースト・トラック)

優先審査(ファースト・トラック)の対象出願について、クレーム数の制限(独立請求項4項、合計30項まで)を設定し、受理件数の上限は当面年度当たり10,000件とされた。また、その手数料は、当初4,800ドルに設定されていたが、2013年3月19日以降、4,000ドルに引き下げられた。

⑧関連規則の変更

USPTOは、外国知的財産庁による未公開の対応米国特許出願へのアクセスを認可するべく、2015年11月に関連規則を変更した。これまでの規則では、出願人が明示的な許可をした場合、外国知的財産庁は、二国間及び多国間の優先権書類交換のスキームにおいて、優先権基礎となる出願時の明細書及び図面のみアクセス可能であったが、今回の規則変更によって、出願人が明示的に拒否した場合を除き、USPTOが許可した場合には、外国知的財産庁が対応する米国の未公開特許出願情報の全て(若しくは出願人が許可した部分)に

アクセスすることができるようになった。なお、USPTOは二国間合意又は多国間合意に基づき外国知的財産庁に対して出願書類又は包袋内文書の写しを電子的に提供する際、手数料を課さない方針であり、出願人が意思表示をするための、出願データシート(Application Data Sheet)等関連フォームの改訂作業を行った。

⑨サテライトオフィスの設置

米国発明法では、法施行から3年以内に、デトロイトを含め少なくとも三つのサテライトオフィスを設立することが規定されている。デトロイトオフィスは2012年7月に、デンバーオフィスは2014年6月に、シリコンバレーオフィスは2015年10月に、ダラスオフィスは2015年11月に正式開所された。デトロイト、デンバー、シリコンバレー、ダラス、はそれぞれ異なるタイムゾーンに属するため、これによって米国本土(アラスカ、ハワイを除く)のタイムゾーンは全てカバーされることとなった。

トランプ新政権と米国の知財政策の行方

日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所

2016年11月8日、熾烈な米国大統領選挙の結果、共和党のドナルド・トランプ氏が勝利しました。今回の大統領選では、投票直前まで民主党代表のクリントン候補の優勢が伝えられており、この予想外ともいえる結果は、世界中で大きく報道されました。

トランプ氏の勝因の一つとして、アイオワ、ウィスコンシン、ミシガン、オハイオ、ペンシルバニア州など、前回の選挙では民主党が勝ったラストベルト（Rust Belt）と呼ばれる地域において共和党が勝利したことが挙げられます。連邦上下両院合同会議での施政方針演説からも、トランプ大統領が、この地域に代表されるような強いアメリカを求める人々の声に応じて保護主義的な政策導入を意識していることが見て取れます。

このような中で今後の米国の知財政策は、どのような方向に向かうのでしょうか。トランプ新政権と知財には以下のような接点があります。

- ・マイク・ペンス副大統領はインディアナ州知事や下院司法委員会委員を務めた際、特許重視（プロパテント）の立場をとっており、America Invent Act(AIA)の審議の際には賛成票を投じております。また、ホワイトハウスと議会との重要な窓口役にもなっており、知的財産政策から見てもトランプ政権下における重要なキーマンです。
- ・トランプ大統領政権移行チームの国内問題アドバイザー Ken Blackwell 氏は、特許権の強化を支持し、行きすぎた特許改革に反対しています。
- ・商務長官の Wilbur Ross 氏は、知財の窃盗を容赦しないと発言し、知財権のエンフォースメントの強化を謳っており、米国の経済成長に悪影響を及ぼす模倣品やトレードシークレットの流出に対して厳格に対処する方針を打ち出しております。
- ・トランプ大統領自身、2020年の大統領選挙で用いる予定のスローガン「Keep America Great」及び「Keep America Great!」の商標登録を出願しているとともに、これまでも諸外国において多くの商標出願をして権利を取得しています。また、長男 Donald J. Trump, Jr. 氏は特許のマネタイゼーションの会社を経営しており、叔父にあたる John G. Trump 氏は、生前に MIT 教授を務めた発明家・科学者・起業家で米国特許 23 件を取得するなど、同氏の親族からも知財に関係が深い状況です。

このように、トランプ大統領自身だけでなく、大統領を支える多くの面々も、知財とつながりを持っています。トランプ大統領は、強いアメリカを取り戻すためには国内経済の発展が重要であると主張しています。そして、これまでも米国の知財及び知財制度が米国経済の成長を後押ししてきたことから、知財政策を米国の経済を発展させるような方向に向けさせるであろうと考えられています。

具体的にどのような知財政策を打ち出してくるのか、トランプ政権から目が離せません。

3

欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合（EU）離脱問題（いわゆる Brexit）との関係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び欧州連合（EU）、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）と EPO の間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日欧意匠専門家会合や日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合を通じて、EUIPO と協力を行っている。商標の分野においては、日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合を通して意見交換を行っている。その他、JPO と欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2012年11月には、EU 外務理事会は、日・EU 間の経済連携協定（EPA）に係る欧州委員会の交渉権限を採択した。事務的な調整を経て、2013年4月、同 EPA 交渉第1回会合が開催され、その会合では、交渉の分野や取り組み方等について議論が行われ、双方代表団の間で認識を共有した。また、専門家会合において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。

当該 EPA に関しては、第1回会合に引き続き各分野について議論が行われており、2016年9月には、第17回会合が開催された。当該 EPA を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほか、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPO において出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPC に基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPO において特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及び EU 理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定が EU 各国の署名により成立した。

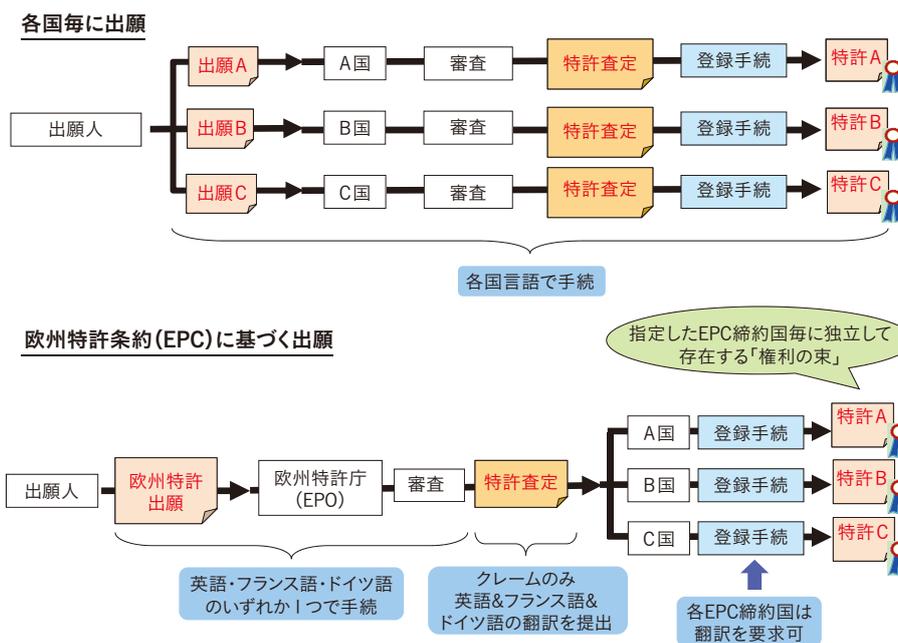
単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPO が出願から審査までの手続を経た後、2017年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除く26の EU 加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批

准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルI規則¹の改正が必要と規定されている。2017年3月末時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア（正式批准の完了順に記載）の12か国が批准済みである。特別委員会²により、単一特許保護に関する実施細則（単一効の請求手続、ライセンス・

オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等）の策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所準備委員会³により、法的枠組、財政、情報技術（IT）、施設、及び人材・研修の五つの作業部会に分かれて統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備が進められている。

これまでのEU加盟国の国内の批准プロセスと統一特許裁判所の創設準備作業等の進捗状況も踏まえ、早ければ2017年末にも、統一特許裁判所協定の発効及び同協定に連動する欧州単一特許制度が施行開始となるとの見方がある一方で、英国によるEU離脱問題（いわゆるBrexit）との関係も含め、それは困難との見方もある。

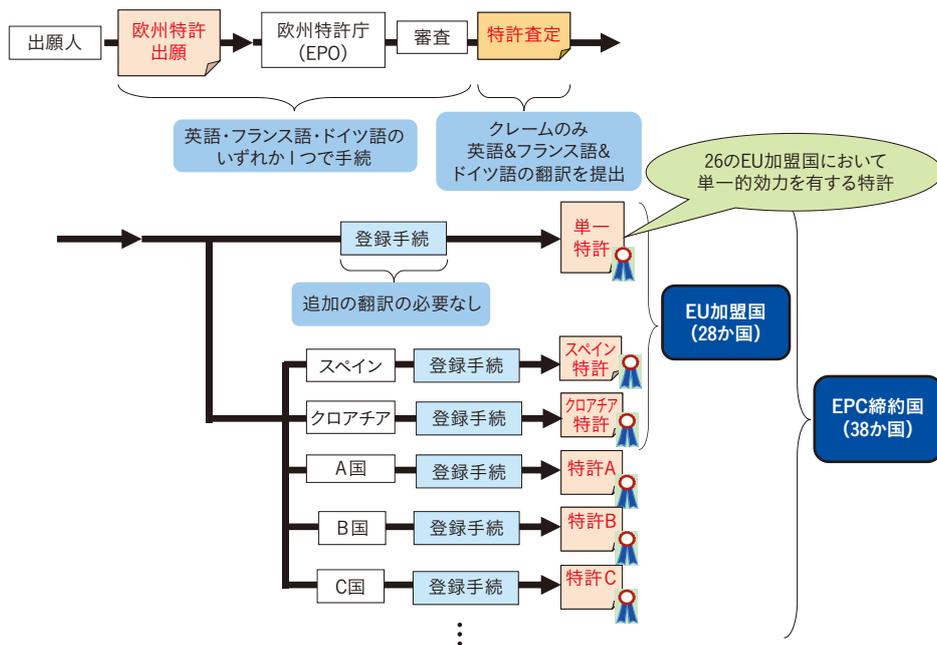
3-1-11図 現行の出願ルート



（資料）特許庁作成

1 EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。
 2 単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPOによって行われる単一特許の管理業務を統括・監視するもの。
 3 統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

3-1-12図 単一特許の出願ルート



(資料) 特許庁作成

②偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)

欧州議会は、2012年7月に、ACTAの批准を否決した。これによって、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第207条及び第218条に基づき、EUにおけるACTAの批准・発効することが不可能となった。また、各EU加盟国も同様にACTAの批准をすることができなくなった。

ACTAは、我が国が模倣品・海賊版防止のための新たな国際的枠組みの策定を提唱したものであり、2011年10月1日に東京で開催された署名式において、オーストラリア、カナダ、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、日本の8か国によって署名が行われていた。そして、EU及び22のEU加盟国¹は、EU理事会における全会一致の承認を経た後、2012年1月26日に東京において署名を行っていた。

ACTAは、6か国以上の批准によって発効することとされており、我が国では、2012年9月、批准することが衆議院本会議において賛成多数で可決されている。欧州議会のプレスリリースによれば、リスボン条約の発効によって欧

州議会の権限が強化されて以来、その権限を行使した初めての事例であるとしている。

(3)EPOの取組

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。さらに、2015年3月より、EPOで付与された欧州特許のモロッコにおける認証(権利化)が可能となった。モロッコにおいて認証された欧州特許は、モロッコの法律に従い、モロッコの国内特許と同じ法的効果を有する。モロッコは、EPCの締約国(38か国)・拡張協定国(2か国)以外で、欧州特許の認証制度を導入した最初の国となった。さらに、2015年11月よりモルドバにおける認証も可能となった。また、EPOは、2014年7月には、チュニジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。ただし、その実現のためには、チュニジアは、今後、これを実施するための立法措置を執る

¹ オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

必要がある。

さらに、EPOは、2017年1月には、カンボジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。カンボジアは、今後、これを実施するための国内担保法を2017年7月1日に採択する見込みとなっている。

また、EPOは、ロシア特許庁 (Rospatent) と特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを開始することに合意した旨、2017年1月に公表した。これをもって、EPOとPPH合意をした特許庁は、五大特許庁 (日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO))、カナダ知的財産庁 (CIPO)、メキシコ産業財産権庁 (IMPI)、シンガポール知的財産庁 (IPOS)、イスラエル特許庁 (ILPO)、オーストラリア知的財産庁 (IP Australia)、コロンビア商工監督局 (SIC) を含め12となった。EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

①係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組みについて

EPOは、2014年7月から、係属中の出願の法的安定性を向上させるスキームを開始した。本スキームは、「Early Certainty from Search」と名付けられ、以下の取組が行われている。

- ・全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行する。
- ・新たな出願の審査を開始するよりも、既に着手した出願の審査の完了を優先する。
- ・肯定的な見解書が発行された出願を迅速に処理する。

また、裏付けのある情報提供が第三者から記名で提出された出願について、優先的に審査を行うとともに、異議申立て、減縮及び取消しも優先的に取扱う。

この取組は、調査報告及び見解書を適時に発行することにより、特許取得戦略の確固とした基盤が早期に提供され、特許保護を求める企業や発明家のメリットとなるものである。また、先行技術の一覧と特許性に関する見解

を早期に提供することにより、係属中の出願の透明性が高まり、一般公衆にとってもメリットとなる。

また、EPOは、新たな異議申立手続を2016年7月に導入した。この新手法では、異議申立書を受領したことに対する特許権者による答弁書の提出に係る期間延長請求は、今後はその必要性を立証した場合にのみ例外的に認められるようになるなど、手続が変更され、これにより、異議申立に要する期間はこれまで19か月から27か月程度であったところ、15か月に短縮する見込みとなっている。

②サーチ戦略情報を提供する試行プログラム

EPOは、「Information on Search Strategy」と題する、審査官によって実施されたサーチに関する追加的な情報を新たな書面に記載して提供することを目的とした試行プログラムを2015年11月1日から開始した。なお、この情報は、単なる参考として提供されるものである。

この情報を記載した「情報シート」は、EPOがPCT及び欧州特許出願手続の両方で作成した全てのサーチレポートに付加され、審査官の利用したデータベースやサーチ範囲を確定する分類記号、審査官が選択したキーワード等を含む。

試行期間は、2015年11月1日から2016年12月31日までとされていたところ、2017年12月31日まで本試行は延長されている。

③規則改正

a. 分割出願について

2013年10月、EPOは、分割出願の要件について規定するEPC規則36の再改正について、管理理事会で合意に達し、それにより、分割出願の24月の時期的要件は廃止される一方、2世代目以降の分割出願に追加手数料が課されることとなった改正規則は2014年4月1日に発効した。

b. Euro-PCTルートについて

2013年10月、EPOは、EPC規則164及び135(2)を改正する旨の欧州特許機構管理理事会の決定を公表した。改正規則は2014年11月1日に発効した。

今回の改正案は、Euro-PCTルート(PCT経由で欧州域内に入る国際出願のルート)の機能を高める目的でなされている。改正前の規則164(1)の下では、EPOが国際調査機関(ISA)でなかった場合、発明の単一性の要件を満たしていないと、補充欧州調査報告(supplementary European search report)は、クレームの最初に記載されている発明に対してのみ作成され、その他の発明についても審査を受けるためには分割出願を行うしかない。改正規則164(1)のもとでは、追加の調査手数料(search fee)を支払えば、その他の発明についても補充欧州調査報告書が作成され、審査を受けられる。

改正後の規則164(1)は、補充欧州調査報告が発効日(2014年11月1日)までに作成されていない出願に適用される。

また、EPOがISA又は補充国際調査機関(SISA)であった場合に、国際段階でEPOが調査を行っていない発明に対して審査請求がなされると、改正前の規則のもとでは、追加の

調査手数料をEPOに支払う方法がなく、国際段階でEPOが調査を行った発明に限定するよう求められていた。改正規則164(2)の下では、追加の調査手数料を支払えば、国際段階でEPOが調査を行っていない発明に対しても調査が行われ、審査を受けられることになった。

改正後の規則164(2)は、EPC第94条(3)及び規則71(1)及び(2)、場合によっては規則71(3)に基づく最初の連絡が、発効日(2014年11月1日)までに作成されていない出願に適用される。

c. 手続料金について

2015年12月16日の欧州特許機構管理理事会の決定により、2016年4月1日より料金が改定された。料金改定の概要は以下のとおりであり、全体的に微増となっている。手続料金の値上げは、インフレ調整に基づくものであり、2006年から2年ごとに実施されているものである。

なお、EPOは、2016年7月より、実体審査が始まる前に出願取り下げ等を行った場合、出願人は審査料の全額返還(これまでは審査料のうち75%のみが返還)を受けられるサービスを開始した。

3-1-13図 主な手続料金の料金表（概要）

（単位：ユーロ）

種類	改定後	改定前
出願料	（改正前と同じ）	・ 120（オンライン出願） ・ 210（オンライン以外（紙）の出願） （明細書 35 頁まで。36 頁以上の場合、超過 1 頁当たり 15 ユーロ追加。）
分割出願の追加料金	・ 2 世代目の分割出願：210 ・ 3 世代目の分割出願：425 ・ 4 世代目の分割出願：635 ・ 5 世代目以降の分割出願：850	・ 2 世代目の分割出願：210 ・ 3 世代目の分割出願：420 ・ 4 世代目の分割出願：630 ・ 5 世代目以降の分割出願：840
クレーム料（出願料に加算）	・ 235 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム当たり） ・ 585 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム当たり）	・ 235 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム当たり） ・ 580 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム当たり）
調査料（欧州段階）	・ 1,300 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 885 ユーロ）	・ 1,285 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 875 ユーロ）
国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,875
補充国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,875
国際予備審査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,930
指定料	・ 585	・ 580
出願更新料	・ 出願日から 3～9 年は 470～1,395 ・ 10 年目以降は一律 1,575	・ 出願日から 3～9 年は 465～1,380 ・ 10 年目以降は一律 1,560
審査料	・ 1,635 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 1,825） ・ 1,825 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）	・ 1,620 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 1,805） ・ 1,805 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）
特許査定料	・ 925	・ 915
異議申立料	・ 785	・ 775
特許減縮請求料	・ 1,165	・ 1,155
特許取消請求料	・ 525	・ 520
審判請求料	・ 1,880	・ 1,860
再審請求料	・ 2,910	・ 2,880
期間徒過救済処理請求料	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則（3））遅延納付の場合、255 ・ その他の場合、255	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則（3））遅延納付の場合、250 ・ その他の場合、250

（資料）JETRO デュッセルドルフ「欧州特許庁、オンライン料金支払サービスによる料金値上げへの対応を公表」（2016 年 3 月 14 日）

④各特許庁との共通特許分類

a. 米国

2010 年 10 月、EPO は、USPTO とともに、両庁間で共通に用いる特許分類である CPC (Cooperative Patent Classification) を作成することを発表した。CPC は、EPO の内部分類である ECLA (European Classification

System) 及び ICO (In Computer Only) を基礎とした特許分類である。2012 年 10 月には、CPC ウェブサイト¹において、全技術分野における CPC 分類表、一部の技術分野の定義、及び、国際特許分類 (IPC) 及び ECLA と CPC とのコンコーダンス (対照表) を公表し、2013 年 1 月に CPC が発効した。EPO は 2013 年

¹ <http://www.cooperativepatentclassification.org/index.html>

1月からCPCの付与を開始し、内部分類としてUSPC (US Patent Classification) を使用していたUSPTOは、2015年からCPCのみでの付与を開始した。

b. 中国

2013年6月、EPOは、EPOとSIPOとが、特許分類の分野での協力を強化するための覚書 (Memorandum of Understanding: MoU) に署名し、SIPOがCPCを使用することに合意したと公表した。

この覚書の条項によれば、2014年1月から、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされている。

c. ロシア

2013年9月、EPOは、ロシア特許庁 (Rospatent) との間で、Rospatentが2016年1月から新規に公開される特許出願へのCPCの付与を開始すること、及び、2017年からは過去に公開された特許文献へのCPCの付与を開始することに合意したと公表した。

d. メキシコ

EPOは、2015年7月15日にミュンヘンで開催されたEPOとメキシコ産業財産庁 (IMPI) との間の二庁間会合において、IMPIがCPCを導入することに関する覚書 (MOU) に二庁間で署名した旨、公表した。

⑤機械翻訳

2010年11月、EPOは、Google社と特許文献の多言語の機械翻訳に関し、長期的な連携協定に合意し、2012年2月には、新しい機械翻訳サービス「Patent Translate」の提供を開始した。このサービスは、EPC締約国の28の公用語に加えて、中国語、日本語、韓国語、ロシア語の合計32言語について機械翻訳を提供している。

(4) 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の取組

①概要

欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) (当時、現欧州連合知的財産庁 (EUIPO)) は、1993年に採択された欧州共同体 (EC) 商標規則に基づき設立された行政機関の一つであり、1996年1月から共同体商標 (現欧州連合商標 (EUTM)) 登録出願の受付を開始 (公式な業務開始は同年4月1日) した。所在地は、アリカンテ (スペイン)。2001年12月、欧州閣僚理事会が共同体意匠規則を採択したことを受け、OHIM (現EUIPO) は登録共同体意匠の登録機関となり、2003年1月から登録共同体意匠の受付を開始 (同年4月1日から登録を開始) した。さらに、2012年3月、EU理事会は、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」をOHIM (現EUIPO) へ委任することを規定する規則案を採択し、2012年6月に発効した規則 No.386/2012により、OHIM (現EUIPO) に委任された。これにより、OHIM (現EUIPO) は、これまでの共同体商標 (現欧州連合商標) や登録共同体意匠の権利付与の役割に留まらず、あらゆる知的財産権の権利行使において重要な役割を担うこととなった。

2015年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、2016年3月23日にEU商標規則が施行されたことに伴い、OHIMからEUIPOへの改称や、共同体商標の名称の欧州連合商標 (EUTM) への改称、EUTMに係る料金の変更等といった変更がなされた。

②ストラテジックプラン2020

欧州連合知的財産庁 (EUIPO) は、2016年6月1日、2020年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画2020 (Strategic Plan 2020)」を公表した。

戦略計画2020は、「ビジョン」を頂点に掲げ、それから生じる「戦略的目的 (Strategic Goals)」及びさらにそれらを細分化した「行動方針 (Lines of Action)」といった階層構

成である。「行動方針」においては、職員の能力開発や実務環境の最適化、EUIPOにおける財政管理の強化、ITセキュリティの強化、IPツールやデータベースの開発・改善、EU各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

(5) 欧州各国の取組

① 英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁(UKIPO)が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、PPHについても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備等の協力を実施している。

政府全体としても、知的財産に力を入れており、特許権に基づく所得について低税率で分離課税する制度の導入の検討を表明し、パテントボックス制度として2013年4月から導入した。他方で、英国における現行のパテントボックス制度の下では、英国内のみならず、英国外で遂行されたR&D活動に関連する特許に由来する利益に基づいても、税の優遇を受けることができる。ドイツは、これが抜け穴のように機能して、EU内における先端技術産業の投資の誘引・雇用の確保の国家間競争において不公正に作用することを批判していた。この問題は、経済協力開発機構(OECD)での税制の大枠の検討(「税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting:BEPS)プロジェクト」)の文脈でも議論されていた。BEPSプロジェクトでは、優遇税制措置は、実際のR&D活動を引き付けるのであれば、国内

の成長や革新を支える観点から有益であるが、法人に対し、価値が実際に作られる場所から低税率で課税される他の場所に所得を移すことを促すだけであるならば、有益ではないとし、パテントボックスのような優遇税制措置において、実際のR&D活動を伴う利益に対して税の優遇をすることを条件とするアプローチの検討がなされた。

ドイツからの批判については、両国間の交渉の結果、2014年11月に英・独間で妥協案に合意した旨の共同声明が発出された。妥協案において、英国の現行のパテントボックス制度は、2016年の6月に新規の申請者の募集を締め切り、2021年6月までに廃止されること、特許や製品を開発するにあたり研究開発費が発生した場所に基づき税を優遇するルールに従い、改正されたパテントボックス制度に移行されること等が示された。

一方、2015年10月にOECDが公表したパテントボックス制度に関連する報告書では、企業が知財優遇税制の特典を得るためには、企業が、当該特典を得ることのできる収益を生み出した「実質的な経済活動」を実際に行っていなければならない、その実質的な経済活動の指標としては、研究開発費用を使用することがOECDで合意されたとある。

英国は、2016年7月1日から、その合意内容に沿った新たな税制の施行を開始することが求められ、これに対応すべく、パテントボックス制度を改正する法律が2016年7月1日に施行された。

また、英国においては、特許制度の更新・改正・近代化を目的とし、2012年12月に、特許法改正に向けた意見募集が行われた。主な改正点は、現行法の下では出願公開がなされるまで他庁に情報提供を行うことができないこととされている先行技術文献調査・審査に係る情報を、出願公開がなされていない段階でも守秘義務を課して他庁と共有できるようにすること、及び、特許権者が自身の製品にウェブサイトのアドレスをマーキングすることを特許権の「みなし通知(constructive notice)」を行うためのオプションの一つとし

て認めること等である。そして、2013年12月、UKIPOは、SIPOとのPPHプログラムの実施に関する合意文書に署名をした。UKIPOにとってのPPH合意は、JPO、USPTO、KIPO、カナダ知的財産庁(CIPO)、ドイツ特許商標庁(DPMA)に続いて6番目である。

2016年6月23日の英国における欧州連合(EU)離脱の是非を問う国民投票の結果、EU離脱を是とする投票が過半数を占めた。これを受けて、2016年8月2日に、英国知的財産庁(UKIPO)は、知財法制に関する見解を公表した。

商標及び意匠に関しては、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していくこと、EU離脱後であっても英国産業界は欧州連合商標及び共同体意匠の登録を行うことは可能であることが示された。

商標に関しては、英国は既にマドリッド制度のメンバーであり、一方、意匠に関しては、ハーグ協定への加入を進めており2017年中の施行を志向していることが示され、また、英国の非登録意匠権及び著作権を通じた非登録意匠の保護は引き続き存続予定であることが示された。

特許に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国のEU離脱は、欧州特許条約(EPC)における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していくことが示された。

②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的な存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関等も模倣品の取締りに積極的であると言われている。また、ミュンヘンには、EPOや世界的に

有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。

同庁は、2014年9月に、シンガポール知的財産庁(IPOS)との間でPPHの試行プログラムを開始することに合意したことを発表した。同庁にとってのPPH合意は、JPO、USPTO、KIPO、カナダ知的財産庁(CIPO)、SIPO、英国知的財産権庁(UKIPO)、フィンランド特許庁(PRH)、オーストリア特許庁(APO)に続いて9番目となる。

また、ドイツにおいては、2013年7月、特許法改正法案がドイツ連邦参議院(上院に相当。以下、「参議院」)を通過した結果、ドイツ特許法が改正されることとなった。本法案は、2012年5月に連邦政府がドイツ連邦議会(下院に相当。以下、「議会」)に提出していたところ、2013年6月に議会がこれを可決し、その後、参議院がこれを可決。この結果、同国において、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなった。

今般の特許法改正における主要な項目は、以下のとおり。

- (i) 特許出願・付与後の特許のファイル(審査書類)のインターネットを通じた閲覧制度の導入
- (ii) 英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、出願提出後3か月から12か月に延長
- (iii) ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善(出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の単一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を単一性のある発明に限定。)
- (iv) 特許付与手続における聴聞を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義務化

- (v) ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進
- (vi) 特許出願に係る発明者指定要件の厳格化（発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする。）
- (vii) 異議申立て期限を、特許付与の公告後3か月から9か月に延長。異議申立てにおける手続に係る審議を原則公開化
- (viii) 特許の保護対象から除外されていた「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化

③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の下にフランス産業財産権庁（INPI: Institut national de la propriété industrielle）が設置されており、特許制度、意匠制度、商標制度を所管している。フランスは1968年より審査主義を採用している。ただし、直接なされる出願については、サーチレポートに新規性・進歩性を阻害する先行技術文献が提示されるが、進歩性欠如を理由に拒絶することはせずに、新規性等その他の特許要件を具備すれば特許される制度になっている。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大

学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ（アラブ首長国連邦）、北京（中国）、ラバト（モロッコ）、ブラジリア（ブラジル）に模倣品対策を目的とした海外拠点を有している。

④その他の欧州各国

EPOが存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPOへの業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

a. 国際調査機関・国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、特許協力条約（PCT）が施行された当初の1978年からの国際調査機関、国際予備審査機関であり、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と6つの言語をカバーしている。また、1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁には、「北欧特許庁」と看板を掲げた小さな部屋が存在している。この北欧特許庁は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり実体のないバーチャルな機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている（アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない）。

また、2015年2月、チェコ、ハンガリー、ポー

ランド及びスロバキア（ヴィシエグラード4か国、V4）が、ヴィシエグラード特許機構（VPI）に関する協定に署名したことを公表した。VPIは、PCTの国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として活動することを目的として設立されるもので、中欧及び東欧地域において、イノベーションと創造性の育成及び経済成長と競争力の促進に寄与することが期待されている。

出願人にとって母国語を利用できる利点があり、PCT出願にかかるコストが25%（出願人が企業の場合）又は37%（出願人が個人の場合）、それぞれ削減されることが期待されている。また、周辺国の知的財産庁がVPI管轄ISA及びIPEAとして指定すれば、当該周辺国の出願人に対しても同様のサービスを提供するとしている。2015年10月の第55回WIPO加盟国総会において、VPIのISA及びIPEAの任命が了承され、さらに、VPIの初めての理事会が2015年12月14日、スイスのジュネーブで行われた。理事会では、手続規則の採択、4名の理事会議長（Chairperson）の選出（任期4年）、VPI長（Director of the VPI）が任命された（任期2016年6月末迄）。さらに、理事会に続いて、VPIとWIPOとの間で、PCT

におけるISA及びIPEAとしてのVPIの機能に係る合意書に署名がされた。

b. 中小規模の知財庁の独創的なサービス

欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供している。オーストリア特許庁は、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。スウェーデン特許庁は、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知財庁もあり、スウェーデン特許庁では、2014年7月1日以降のスウェーデン国内特許出願について、英語での手続が可能となった。ノルウェー産業財産庁は、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階についても、英語での特許取得手続を可能とする制度改正を2015年1月1日に施行した。

変化の時代を迎える欧州において期待される欧州 IPG 活動

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

欧州では、40年ほどの間議論がされてきた欧州単一特許及び統一特許裁判所制度について準備が進められるなど、欧州の知財を取り巻く制度・運用が近年大きな動きをみせる中で、2016年2月に、我が国企業の欧州知財担当者を中心に「欧州IPG¹」が新たに設立されました（事務局は日本貿易振興機構（JETRO）デュッセルドルフ事務所）。欧州IPGの設立により、欧州全域において知財問題に関心のある我が国企業等が相互に協力、連携を図り、一体となって知財問題の改善、解決に向けた情報共有、活動が促進されることで、欧州における適切なビジネス環境の実現に資することが期待されています。

欧州IPG会員企業の要望を踏まえ、2016年度には、知財保護や権利行使に関して、知的財産庁や裁判所との意見交換、また欧州単一特許・統一特許裁判所制度、職務発明制度に関するカンファレンスの開催、さらに模倣品対策に関して、中東IPGとの共同IPGの開催、ロシア知財セミナーへの参加といった取組が実施されました。

今後、欧州では、英国のEU離脱（Brexit）の議論が本格化する中での知財制度への影響、また、インダストリー4.0に代表される欧州のイノベーション政策のかじ取りの行方など知財制度・運用への影響に目が離せない中で、欧州IPGの活動がますます期待されます。



欧州IPG第一回総会の風景（2016年9月）



デュッセルドルフ知的財産カンファレンス2016（2016年9月）

1 IPG: Intellectual Property Group

4

中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方等、様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利を所管する中国国家知識産権局（SIPO¹）、商標を所管する中国国家工商行政管理総局（SAIC²）の各取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

① 我が国と SIPO の取組

日本国特許庁（JPO）と SIPO は、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、意匠、機械化、人材育成、審判等、幅広い分野で協力を推進している。2009年12月には JPO と SIPO の間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）を締結した。

JPO と SIPO は、2016年12月に開催した第23回日中特許庁長官会合において、特許分野における協力として、日中審査官協議について、実施内容の拡充を図ることに合意したほか、意匠分野における協力として、中国のハーグ協定加入について、JPO の経験を共有し、SIPO に対し一層の協力を行っていくことに合意した。また、人材育成分野の協力として、双方の知的財産人材育成機関の協力体制を拡充することに合意した。この他、機械化、審判等、多方面にわたる協力について議論を

行った。

② 我が国と SAIC の取組

a. 二国間での協力

JPO と SAIC は、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、人材育成等、幅広い分野で協力を推進している。2009年8月には経済産業省と SAIC の間で、大臣レベルで「知的財産保護の協力に関する覚書」を交換し、当該覚書に基づき策定された年間作業計画に沿って「日中商標審査担当官交流」を実施する等、商標の登録、審査等の分野における協力を進めてきた。

JPO と SAIC は、2016年8月に中国・北京で開催された TM5 中間会合の機会を利用して意見交換を実施し、前記覚書に基づく二国会合の実施等、長官級及び課室長級での協力について議論を行った。また、2017年1月には、SAIC 一行が JPO を訪問し、電子システム全般に関する意見交換等を実施したほか、商標分野における今後の協力に向けた双方の関心事項について議論を行った。

b. 冒認商標出願への対応

我が国の地名や著名な商標等が第三者によ

1 SIPO: State Intellectual Property Office of the People's Republic of China

2 SAIC: State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China

り商標出願・登録される冒認商標については、我が国企業等の現地でのビジネス展開に支障を及ぼす可能性がある。特に中国では、2001年の商標法改正により、中国国内において公知の外国地名を拒絶とする法制を導入していたが、2003年に「青森」が第三者により商標出願されていることが判明し、その後、日本の都道府県名についても第三者により多く出願されていることが確認された。このような状況を受け、日中の知財保護に関する対話・協力の中での働きかけ等を行った。

JPOは、中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布するなど、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口¹」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、先に商標権を取得することが重要であるが、中小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費用等の負担が大きいことに鑑み、JPOは、外国出願に要する費用の補助も行っている。加えて、2015年度からは冒認出願等により海外で訴えられた場合の訴訟費用の助成、2016年度からは冒認商標を取り消すための係争費用も助成対象とするなど、支援を拡充している。

(2)近年の知財政策の動向

中国では、「国家知的財産権戦略綱要」（2008年公表）による第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月に中国国務院から「国家知的財産戦略を深化させて実施する

行動計画（2014－2020年）」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014－2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に中国国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

(3)SIPOの取組

SIPOは、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

①SIPOの政策動向

a. 制度改正に向けた動き

ア) 専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和国専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にSIPOによる専利法改正案（意見募集稿）、同年12月に中国国務院法制弁公室による専利法改正案（送審稿）の公開意見募集が行われた。

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

イ) 職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利法実施細則で規定されており、原則、使用者に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、これまでに幾度の公開意見募集及び検討作業が行われ、2015年4月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案（送審稿）が国務院法制弁公室から公表された。

条例草案は、発明報告制度¹や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

b. 審査体制の強化

SIPOは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011－2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川に設立した。2015年末における各センターの審査官数は、北京2,135名、江蘇1,419名、広東1,353名、河南827名、湖北790名、天津544名、四川514名となっている。2017年末

までにそれぞれ2,000名の審査官を採用することが予定されており、2017年以降も審査官数が増加していくことが予想される。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

SIPOは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2015年11月1日よりさらに3年間試行期間が延長された。

d. ウェブサイトによる情報発信の強化

SIPOのウェブサイトでは、中国専利文献の検索や審査経過情報に関する情報発信を強化している。2011年には、明細書の全文検索も可能とした「専利検索与服務系統²」を公開し、2012年には、審査意見通知書（我が国における拒絶理由通知書に相当）や専利権評価報告書等の審査関連書類や審査経過、権利の状態等を参照できる「中国専利查詢系統³」を公開した。

(4) SAICの取組

SAICは、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する国務院直属機関である。その一部局として、商標登録業務及びその管理業務、異議申立ての裁定、馳名商標（著名商標）の認定、商標権侵害事件の調査及び処理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、不正登録等による取消審判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行う「商標評審委員会」を傘下に有する。

① SAICの政策動向

第三次中国商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、主な改正の

1 発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。

2 <http://www.pss-system.gov.cn/>

3 <http://cpquery.sipo.gov.cn/> なお、書類の参照は、2010年2月10日以降に出願されたものに限られる。

内容は以下のとおりである。

- ・ 商標審査・審理期限を規定（商標出願審査の9か月以内の完了等）
- ・ 異議申立制度の変更（異議申立不成立に不服の場合は無効審判を請求）
- ・ 馳名商標保護制度の明確化（馳名商標の宣伝広告使用の禁止等）
- ・ 商標専用権の保護強化（法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入）
- ・ 商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持（他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止）
- ・ 商標代理業務の規範化（罰則規定の創設）

下位法令である中国商標法実施条例は、2014年5月1日に改正実施条例が施行された。審判手続に関するSAICの局令である「商標評審規則」は、2014年6月1日に改正規則が

施行された。同じくSAICの局令である馳名商標認定保護規定は、2014年7月3日公表された（公表の30日後に施行）。そのほか、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について制定した、最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置についての通知を定めた、「SAICによる改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知」等についても公布、施行されている。

また、第三次商標法改正に対応した基準策定及び商標審査、商標審理の更なる適正化を目的として、2017年1月4日にSAICから「改正商標審査及び審理基準」が公布、施行され、音声商標の審査基準の追加、審査意見書の運用基準の追加、先使用の判定基準の明確化等が規定された。

全人代・常務委員会と直接対話 ～中国の専利法改正に向けて～

現在、中国においては、専利法（我が国の「特許法・実用新案法・意匠法」に相当）の改正作業が行われています。最初の専利法は、1985年に施行され、その後、1993年に第一次改正、2001年に第二次改正、2009年に第三次改正が行われました。そして、第四次専利法改正草案について、2015年12月2日に國務院法制弁公室から公開意見募集が行われ、現在も國務院での検討が続けられています。國務院での検討後、全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代」）において法案の最終的な審議及び修正が行われるため、全人代の意向は専利法改正に大きな影響を及ぼします。

このような状況の中、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、全人代をカウンターパートとして対中法制度整備プロジェクト（「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」）を実施しており、特許庁は、当該プロジェクトに積極的に協力し、全人代との直接対話を続けています。全人代が、我が国の法制度及び運用についての知見を深め、法案審議・立法作業に活用することは、我が国の産業界にとっても大変に有意義なことと考えられます。



来日した全人代常務委員会法制工作委员会のメンバーと日本側担当者（2016年9月、特許庁）

2016年9月に、全人代のメンバーが来庁した際には、我が国の特許制度や運用に加え、我が国産業界の要望事項を紹介し、専利法改正に向けた活発な意見交換が行われました。併せて、特許庁とJICAが協力し、我が国の知的財産関連機関と全人代の対話の機会を調整し、それぞれ活発な意見交換が行われました。具体的には、内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省模倣品対策室、税関、知的財産高等裁判所、日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本知的財産協会等を訪問しました。

また、2016年11月には、特許庁から全人代常務委員会に出向き、日本側の要望とその背景等の説明を行い、さらに、2017年4月には、我が国産業界のメンバーと共に、専利法改正の進捗状況や日本側の要望事項に対する検討状況について意見交換を実施しました。

専利法に関する全人代との直接の対話は、中国における我が国企業の円滑な活動の支援につながるものであり、特許庁は、今後も、JICAと協力して、全人代と積極的な意見交換を進めていきます。



直接対話の様子（2016年9月、特許庁）



直接対話の様子（2017年4月、全人代）

知的財産強国建国加速のための計画

日本貿易振興機構 北京事務所

1. 国家知的財産戦略の経緯

2008年6月に国務院は「国家知的財産戦略綱要」を公布し、2020年までに知的財産権の創造・活用保護・管理能力が比較的高い国を築き上げることを掲げました。当時からイノベーション型国家の構築を目指していますが、当初5年間は、自主知的財産権の水準・保有件数の大幅増加、海賊版をはじめとする侵害行為の減少等を主な目標としていました。

2015年12月、国務院は「中国における知的財産活動は大きく進歩を遂げ」た一方、知的財産の「量はあるが質が劣り、保護の厳格さに欠け、権利侵害事件が易発かつ多発であるため、革新や創業の意欲などの点に悪影響が及ぶといった問題にもなお直面」しているとの現状分析を踏まえ、「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干の意見」を公布し、知的財産大国から世界水準の知的財産強国になるための戦略を掲げました。

さらに、上記若干の意見を着実に実施するため、2016年12月、国務院が「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5ヵ年計画綱要」に基づいて、「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」を制定しました（注：十三五期間とは、上記第13次5ヵ年計画の対象期間である2016～2020年のこと）。

2. 「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」の概要

この計画では、2020年までに、権利化から法執行や権益配分までの知的財産保護環境が著しく改善されること、知的財産運用の収益が十分に顕れること、そして核心的な専利や著名ブランドなどを創出し運用できる官民のシステムを構築し国際影響力を高めることが目標に掲げられました。

また、重点業務として以下の項目が掲げられました。このうち、知的財産保護レベルの向上には、IoT、ビッグデータ等の新分野・新業態の知的財産保護の強化が含まれています。

- ・ 知的財産法律制度の改善
- ・ 知的財産保護レベルの向上
- ・ 知的財産の品質と収益の向上
- ・ 知的財産強省と強市の建設強化
- ・ 知財先進企業の育成加速
- ・ 産業の高度化と発展の推進
- ・ 国際的な開放的協力の促進

さらに、以下に示す3つの構築を強化する重大な特別プロジェクトが掲げられました。

- ・ 知的財産権取引運営体系の構築
- ・ 小規模・低収益企業と新設企業を念頭に置いた知的財産権公共サービス体系の構築
- ・ 高等教育機関に知的財産権専攻を増設する等知的財産権人材育成体系の構築

商標制度の運用改正

1. 改正商標審査・審理指南

2014年に施行された第三次改正商標法（新商標法）に対応する改正商標審査・審理指南を、2016年12月に国家工商行政管理総局（SAIC）が公表しました。2005年12月以来の改正になります。

SAICによると、今回の改正は、最高人民法院、北京市高級人民法院、北京知識産権法院、一部の地方政府の工商管理局や市場監督管理部門、商標審査協働中心、中華商標協会の意見を聴取して行われました。

修正は多岐に渡りますが、その具体例のいくつかを紹介します。

- ・ 音声商標を保護客体とする商標について、長期間の使用を通じて初めて顕著な特徴を備える必要がある等、既に公表されている要件が掲載されました。

- ・ 審査官と出願人が交流する機会を設けた審査意見書制度の、適用範囲として出願人による使用証拠の補充や補足説明などが示されました。
- ・ 代理機関自ら登録出願できる商標は、ニース分類の 4506 類似群内の役務に限ることが、暫定的に規定されました。
- ・ 新商標法で新たに設けられた「他人により先行して使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議を申し立てたときは場合には、その登録を認めない」規定（第 15 条第 2 項）にある「先行して使用されている」こととして、中国市場に参入するための実際の準備活動等が含まれることや、「他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係」として売買関係、委託加工関係等が含まれることが示されました。
- ・ 立体商標について、顕著な特徴を備えない立体的形状と顕著な特徴を備える平面標識の組み合わせにより構成される場合に、登録された後の保護範囲は、特徴を備える平面標識の部分に限定されること及び商標登録書等に注記されることが示されました。
- ・ 審判における「利害関係者」の認定基準が制定されました。例えば、「出願するときには利害関係がなかったが、案件を審理する時点で利害関係を持っている場合、利害関係者と認定しなければならない」ことが示されました。

2. 商標の権利付与・権利確定に係る行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定

商標の拒絶査定不服審判や無効審判等の審決に対する行政訴訟の審理において参照される規定が、2017 年 1 月、中国最高人民法院から公布され、同年 3 月から施行されました。

例えば、中国では、他人の馳名商標を模倣した商標出願の登録や使用することは認められていませんが、この馳名商標を認定する際の要件（誤認を招くかどうか等）についての考慮要素が明示されました。また、商標登録出願は、他人の先行権利を侵害してはならないことになっていますが、この先行権利として、一定の知名度がある、ペンネーム、芸名、商号及び著作物のキャラクターの名称等が明示されました。

反不正競争法の改正

日本の不正競争防止法に相当する反不正競争法の改正が、1993 年に施行されて以来、初めて行われようとしています。2016 年 2 月に中国工商行政管理総局の改正草案送審稿、2017 年 2 月に全国人民大会常務委員会（全人大常委）の改正草案に対する意見募集がそれぞれ行われました。

この改正草案には、以下のような改正点が含まれています。

- ・ 不正競争行為の定義を整理し、具体的行為としてインターネット上の行為等を追加
- ・ 法的責任について、他人に損害を与えた場合に民事賠償責任を負わなければならないことを明記
- ・ 行政処罰を受けた場合、監督検査部門により、信用記録に記入し、かつ、関連する法律、行政法規の規定に基づき公表することを規定
- ・ 賠償額の上限を引き上げ、営業秘密については行為者毎に規定
- ・ 営業秘密の定義を TRIPS 協定の表現に則した「公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者により相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報」に修正（下線部が修正箇所）
- ・ 独占禁止法をはじめとする他の法制度との調整

※上記の中国政府が公表した文書の原文及び日本語仮訳は、下記ウェブサイトから参照いただけます。

独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html>

5

韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2016年は、特許法院管轄集中、他の商標との類比判断等の判断時期の変更、侵害に関する証明資料の証拠提出命令新設等、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁(KIPO)の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許審査についての相互信頼の醸成を図っている。

① KIPOとの各種会合について

a. 日韓特許庁長官会合

第28回日韓特許庁長官会合は、2016年12月に神奈川県小田原市で開催され、特許分野では、医薬分野で審査官協議を行うこと、意匠分野では、ハーグ協定に関する両国ユーザーの利便性向上及び利用促進に向けて協力すること、商標分野では、2010年から実施している地域団体商標及び地理的表示のリストの交換について、日本の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に基づき登録された地理的表示等を新たに含むように、その対象を拡大すること等で合意した。

b. 日韓意匠専門家会合

第15回日韓意匠専門家会合は、2016年11月に東京で開催され、日韓双方の意匠保護制度(意匠出願統計、法改正、審査基準改訂等)

の現況、意匠分類、意匠五庁(ID5)会合における日韓共同リードのプロジェクト等について情報・意見交換を行った。また、審査判断の相互理解のための共同プロジェクトとして、日韓両国を指定し、国際公表された国際意匠出願の事例を基に、両庁の審査結果とその根拠や判断基準等について意見交換を行った。

c. 日韓商標専門家会合

第14回日韓商標審査専門家会合は、2017年3月に東京にて開催され、第28回日韓特許庁長官会合において掲載対象の拡大が合意²されて初となる「地域団体商標及び地理的表示のリスト」を両庁間で交換した。また、日韓双方の商標制度の最新の状況、品質管理、著名商標、非伝統的商標の動向等について情報・意見交換が行われたほか、ニース国際分類表における日韓類似群コード対応表作成及びIDリストの日韓対訳表の作成に関する具体的な内容、スケジュール等について検討がなされた。

d. 日韓審判専門家会合

第7回日韓審判専門家会合は、2016年8月に韓国・テジョンで開催され、制度・統計に関する情報交換や、商標審判制度及び無効審判制度に関する意見交換を行った。

1 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

2 2010年から実施している地域団体商標及び地理的表示のリストの交換について、日本の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に基づき登録された地理的表示等を新たに含むように、その対象を拡大することに合意しました。

e. 日韓機械化専門家会合

第19回日韓機械化専門家会合は、2016年7月に韓国・テジョンにて開催され、グローバルDシエ、ワンポータルDシエの機能改善等について議論し、引き続き協力を進めていくことに合意した。また、日韓間の交換データの民間事業者への提供等、活用状況について意見交換を行い、日韓のユーザーに対して両庁が協力して特許情報の提供を行っていく点について、今後議論を進めていくこととした。

(2)近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）を策定し、知識財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行った。第1次基本計画の終了を受けて、2016年末に第2次知識財産基本計画（2017-2021）を策定し、第2次計画では「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。

また、2014年10月には、64人の与野党議員と20人の官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。

①知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念並びにその実現に向けた基本事項を規定する知識財産基本法が施行され、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。これを受け、2011年11月には、「第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）」が議決された。第1次基本計画の終了を受けて、2016年末に第2次知識財産基本計画（2017-2021）が策定された。この計画では、5大戦略として「高品質IP創出及び事業化の活性化」、「中小企業のIP競争力の向上及び保護強化」、「グローバル市場におけるIP活動支援強化」、「デジタル環境

下の著作権の保護及び公正利用の活性化」、「IPの基盤強化」が掲げられ、第四次産業革命、デジタル時代に相応する先進的な知財権システムの構築等が重点推進課題として挙げられている。また、知識財産委員会内に「次世代知識財産システム特別専門委員会」を設置し、第四次産業革命など急変する環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度改善の方向性などに関する官民合同の検討システムを構築するとしている。

②世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。その後、本改正案の中では、証拠提出の強化、及び、計算鑑定人に説明義務を賦課に関する事項が2016年に改正を実現している。

また、2017年3月9日に、国会交渉団体である政策委員会に政策提言している。本案は、(i) 知的財産ガバナンス革新（日本の「省」にあたる知財部の新設等）(ii) 強い特許戦略、(iii) グローバル特許戦略（北東アジア知的財産共同体の構築等）、(iv) 柔軟な特許戦略（中小企業のアイデア奪取の撲滅、ソフトウェア特許の整備等）を含むものである。

(3)KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPOは2013年6月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための5か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としている。主な内容は次のとおりである。

a. 知識財産環境能力の強化戦略(点戦略)

- ・知識財産行政サービスの高度化
- ・知識財産関連の司法制度を確立
- ・国内外における知識財産ガバナンスを構築

b. 単位別の連結強化戦略(線戦略)

- ・知識財産に強い創意的な人材の育成
- ・知識財産中心の研究開発 (R&D) の革新
- ・知識財産基盤の創業及び事業化を促進
- ・健全な知識財産市場の環境を構築

c. 環境全体の連携・統合戦略(面戦略)

- ・創意的アイデアの実現及び保護体系強化
- ・知識財産基盤の創造企業の成長を促進
- ・知識財産サービスに関する「政府 3.0¹⁾」を実現

② KIPOの2017年度の業務計画

KIPOは、2017年1月、「第四次産業革命に備えた国家知的財産競争力強化」というタイトルの2017年業務計画を発表した。同業務計画は、2016年に特許庁が推進した政策の成果とこれに対する評価を基に、2017年に特許庁が推進する政策に関する具体的なプランと意志を盛り込んでいる。主な内容は以下のとおりである。

a. コミュニケーションと協力で信頼できる審査・審判サービスを提供

- ・産業現場の専門家や先行技術調査員等との疎通・協力を強化、外国特許庁との審査協力を拡大、不良特許防止・迅速な紛争解決のための特許制度改善
- ・特許情報システムの高度化、知的財産情報サービス企業へ知的財産データの無償開放

b. 強い知的財産によって新しい市場と雇用を創出

- ・第四次産業革命の核心分野に対するIP-R&D連携戦略を重点支援、公共研究機関と共同で企業注文型の特許技術開発「IP-

Dream Lab」プロジェクト推進

- ・グローバルIP選定企業(570社)への海外出願支援
- ・600億ウォンIP金融支援、技術保証基金のIP価値評価保証書を基に融資の優遇金利を与える「優秀IP保有企業向け融資商品」の発売支援

c. 知的財産保護を強化して企業革新を支援

- ・アイデアを第三者がただ乗りして模倣する行為を不正競争行為類型として新たに規定
- ・第四次産業革命に則して登場する不正競争行為の包括規定を導入
- ・不正競争行為に対する刑事処罰体制「過料の賦課」を追加
- ・商標権特別司法警察隊の拡大(地域事務所を2か所増設、捜査人員10人増員)
- ・IP-DESKの専門人材(弁護士・弁理士など)を拡充、海外商標ブローカーへの対応、Kブランド保護強化

d. 未来に備えた知的財産環境を構築

- ・「発明教育活性化支援法」の制定支援、体験型発明教育の実施
- ・知財教育先進大学に、一定単位以上知財教育を履修すれば、卒業証明書に明記等される「知財教育認証トラック」を導入し、知的財産複数学位制度を新設
- ・弁理士も侵害訴訟代理人になれるよう弁理士法改正を支援
- ・ソフトウェア特許について、オンライン流通を侵害行為に含めるよう、特許法改正を推進
- ・知的財産先進5か国(IP5)協議体による知財権分野国際秩序の変化をリード、中東・ASEANなどへの特許行政の輸出を拡大

③制度改正の動向

2016年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、次のものが挙げられる。

1 2013年6月に韓国政府から発表された、公共の情報を積極的に公開することを定めた計画。

a. 民事訴訟法一部改正(2016年1月1日施行)

・知財侵害訴訟の管轄集中

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権の侵害による民事事件に適用。

特許権等侵害訴訟の第一審は、全国高等法院所在地の地方法院5か所（ソウル、大田、

大邱、釜山、光州）に集中させる。

特許権等侵害訴訟の第二審は、特許法院に集中させる。審決取消訴訟と特許権等侵害訴訟の第二審が専門性の高い特許法院で扱われることにより、産業財産権の紛争解決がより専門的かつ効率的に行われることが期待される。

3-1-14図 知財侵害訴訟の管轄集中

	変更前	変更後
特許権等侵害訴訟第一審	全国 58 か所の地方法院	全国 5 か所の地方法院
特許権等侵害訴訟第二審	23 か所の高等法院・地方法院	特許法院
審決取消訴訟	特許法院	

b. 特許法一部改正(2016年6月30日施行)

・第128条の2新設

損害額の算定のために法院が鑑定を命じた場合、鑑定人に必要な事項を説明することを当事者に義務付けた。

・第132条第1項改正

従来は、損害額算定のための証拠しか提出命令できなかったところ、侵害を証明するための証拠も含めるようにした。

・第132条第2項新設

被疑者等が証拠提出を拒む正当な理由があると主張する時でも、その可否を判断するための資料提出を命令できるようにし、その代わりにその資料を裁判所のみが見るということにした。

・第132条第3項新設

証拠が営業秘密に該当する場合でも、侵害の証明又は損害額の算定のために必ず必要なときは、提出を拒むことができないようにし、その代わりに閲覧範囲又は閲覧者を裁判所が指定することとした。

・第132条第4、5項新設

一方の当事者が正当な理由なしに証拠提出命令に応じなかった場合、当該資料の記載や資料の記載から証明しようとする事実に関する相手方当事者の主張を真実なものとして認定できるようにした。

c. 商標法改正(2016年9月1日施行)

・商標・標章の定義改訂

難しい用語を易しい用語に変え、長くて複雑な文章を簡潔にするなど、法文章を理解しやすいように変更。

・他の商標との類比判断等の判断時期の変更

先出願による他人の登録商標と同一類似する商標に該当するか否かを、従前の出願時ではなく、登録拒絶決定時又は登録決定時を基準に判断するよう変更。

・商標登録の取消審判の請求人適格を何人に拡大

d. 特許法改正(2017年3月1日施行)

・特許取消申請制度

誰でも先行技術情報等の特許取消理由を提供すれば、審判官が判断し、迅速に不良特許を取り消すことが可能。

・職権再審査制度

特許決定後でも特許登録前に重大な瑕疵を発見したときは、特許決定を取り消し再度審査することが可能。

・審査請求期間の短縮

早期の権利確定に向け、5年から3年に短縮。

・特許権移転請求制度

他の人が正当な権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、裁判所へ直接特許権の移転を請求することが可能。

- ・ 職権補正範囲の拡大
迅速な審査のために、些細な記載不備等は審査官が職権で補正して特許決定できるように許容。
- ・ 訴訟手続中止申請制度
当事者の申請によって特許に対する審決確定まで侵害訴訟等の手続を中止することが可能。

今後は、職務発明補償制度を導入していない企業にも通常実施権は保障し、特許を受ける権利の自動的な予約承継を可能にする特許法改正等が国会で審議される予定。

韓国における特許無効審判・裁判での無効理由・証拠提出の制限について

日本貿易振興機構 ソウル事務所

韓国では日本と異なり、特許無効審判を請求した後、審判・裁判段階においていつでも無効理由・証拠を追加提出できます。この点については、在韓日本企業の集まりであるソウルジャパンプラブ（SJC）から毎年韓国政府に提出している建議の中でも、特許権の行使を行う場合に問題があるとして改善を求めています。2016年初頭には韓国特許庁が年間計画の中で、制度を日本の制度のように改正することを目標に掲げましたが、韓国国内で大きな論争に発展しました。以下で概要を紹介します。

○現行制度の課題と制度改正案

現行の制度は、無効審判請求人にとっては、後から発見した有力な理由・証拠がいつでも提出できるため歓迎すべき制度である一方、特許権者としては、相手方の動きに対して何回も応答を強いられることになり、審理終結が長引いてしまう不満があります。無効審判は、請求人にとってはなるべく紛争解決までの時間を稼ぐことが利益になる場合が多いため、理由や証拠の提出を敢えて段階的に行い、審理を長引かせる戦略があり得ます。特に、審判段階で提出されなかった理由・証拠がその後の訴訟で提出されると、審判段階での攻防が全く無駄になりますし、外国の特許権者にとっては、理由・証拠が無制限に出てくると、翻訳を含めた対応に係るコスト的・時間的な負担が大きくなります。

そこで、韓国特許庁では、無効審判の請求時に、全ての理由・証拠を提出し、その後の提出は訴訟の段階を含めて原則として認めない日本型の制度の導入を打ち出しました。

○制度改正案への反対意見

この改正案、特に訴訟段階で新たな理由・証拠を提出できない点には、裁判所や弁護士団体が強く反発し、大きな論争に発展しました。2016年5月に行われた韓国特許庁主催のカンファレンスでは特許法院の判事が特許庁の改正案に対する懸念を表明し、同年9月に行われた制度改正に関する公聴会においては、大韓特許弁護士会（弁理士登録を行っている弁護士の団体）が反対意見を表明しています。

有力な反対意見の一つは、後から発見された決定的な証拠を追加提出できないとすると、新たな審判請求をしなければならず、紛争解決に余計に時間がかかってしまうというものです。

次に、そもそも特許侵害訴訟においても裁判所が特許無効の判断をすることができ、その場合は控訴審（特許法院）においても証拠追加が可能なのに、無効審判の抗告審（特許法院）においてできないというのはおかしいという意見です。

更に、新しい理由・証拠を裁判所（特許法院）に提出できないのは、国民の裁判を受ける権利を侵害しており違憲の疑いすらあるという意見があります。

○裁判所からのカウンターパンチ

韓国特許庁が制度改正の議論を進めるのに対して、10月には裁判所側から別の制度改正案が提起されました。それは、特許権無効の争いは必ず特許審判院を経由しなければならないとする現行の「無効審判必須前置主義」を廃止して、裁判所でも特許権無効自体を争うことができるようにするという改正案です。韓国大法院はこの改正案の影響を調査するための「特許等産業財産権の行政審判の義務的前置主義の見直し」に関する研究事業を、外部に委託したとされ、大韓弁護士会は反対表明を、特許弁護士会は支持表明をそれぞれ出しています。

○今後の展望

これまでのところ、特許庁対裁判所、弁理士対弁護士といった対立軸が鮮明化しており、特許庁が打ち出した制度改革の実現には困難が予想される状況です。更に、この制度改革を推進してきた韓国特許庁の庁長(長官)の任期が2017年5月には終了する見込みであることも制度改革に向けたマイナス要因になる可能性があります。

しかしながら、韓国ではグローバル特許立国への飛躍を目的として、2014年10月に64人の与野党国会議員等が参加する世界特許ハブ国家推進委員会が発足しており、特許権者不利と言われる環境の改善・特許権の強化を目指して、ここ数年の政治的に不安定な状況下にも関わらず、侵害裁判の管轄集中や証拠提出命令の強化等の制度改革を実現しています。今回の無効審判制度の改正案も、韓国でしばしば指摘される特許権の権利行使が困難であるという問題に対処しようとするものであることから、特許権の強化という流れの中で改正に向けたモーメンタムが維持されることが予想されます。

6

台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされている一次審査未着手件数の削減に取り組む一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2016年には12,006件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数43,836件の27.4%に相当）。この状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、民間覚書である「特許審査手続分野における相互協力に関する覚書」が署名されたことを受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始した。2013年11月には、同協会間で、同じく民間覚書である「優先権書類の交換分野の相互協力のための了解覚書」が署名されたことを受け、2013年12月より日台間で特許・実用新案登録出願に関する優先権書類の電子的交換を開始した。さらに、2014年11月に、同協会間で、民間覚書である「日台特許手続微生物寄託覚書」が署名され、2015年6月18日より、特許手続における微生物寄託の相互承認を開始した¹。

(2) 两岸関係

2010年に発効した「海峽兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

優先権の相互承認については、2016年第4四半期までに、専利31,164件、商標353件の台湾の優先権主張が中国で受理され、専利18,242件、商標562件の中国の優先権主張が台湾で受理されている。

そのほか、2016年9月に、第11回兩岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは海峽兩岸商務協調会や民間企業等、中国側からは工商総局、中華商標協会及びその会員等、両国の学術界、政府機関及び産業界から200名以上が参加し、「海峽兩岸民族ブランドイノベーション青年交流会」という新しい協プラットフォームが設立された。また、2016年12月には、第9回兩岸専利フォーラムが開催され、TIPOの鮑副局長、中国国家知識産権局（SIPO）の専利局の徐聰副局長をはじめ、兩岸の産学官各界から380名以上が出席する中、兩岸の「産業界による専利の質と価値を高めるための経験交流」、「標準必須特許の発展と対策」、「無効審判及び行政訴訟の新しい発展について」、「企業によるグローバル特許紛争への対応策とその管理」、「次世代技術の専利ポートフォリオ戦略」、「専利運営と知財権担保融資と価値評価」について意見交換が行われた。

(3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008

¹ 日本国特許庁としては、交流協会に対して我が国国内法令の範囲内のできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台 PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2015年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2015-2017）」に基づき、知財政策及び法規の健全化、模倣品・海賊版の取締りの強化、教育宣伝の強化、国際及び两岸の協力強化等、7大目標を掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i) 高付加価値化された専利の運用創造、(ii) 文化コンテンツ利用の強化、(iii) 卓越した農業価値の創造、(iv) 学界における知的財産流通の活性化、(v) 知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi) 質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

(4)TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾經濟部の外局である。

①清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)

TIPOでは、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院において承認された「清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)」に従って、一次審査

未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である(財)専利検索中心の設立(2012年5月)等の取組を実施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2016年末には、50,293件となり、急速に減少している。また、月平均の審査終結期間は、ピーク時であった2012年7月の47月から、2013年12月は38.1月、2014年12月は29.7月、2015年12月は22.9月、2016年12月には20.0月と、近年着実に短縮している。

②早期権利付与に向けた取組

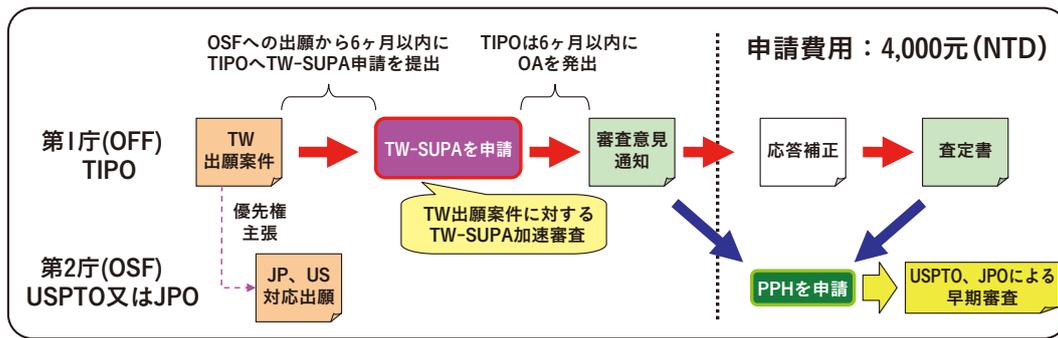
TIPOでは、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案(AEP)」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPHについては、2011年9月に台米PPH試行プログラムを開始し、2013年には正式に施行された。我が国との間でも、2012年5月より日台PPH試行プログラムを開始しており、2014年5月には更に3年間の試行延長及びPPH MOTTAINAIの導入を行った。

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA(TW-Support Using the PPH Agreement) 方案」を実施している。これは、TIPO(第一庁)に出願後、同一発明をPPH実施庁(第二庁)に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIPOにおいて審査結果を6か月以内に得ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁においてPPHを利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

なお、2016年4月1日から、特許出願におけるAEP、PPH、TW-SUPAの早期審査申請時の早期公開要件は不要となった。

3-1-15図 TW-SUPA の概要



③制度改正の動向

2011年にユーザーの要望を多く取り込んだ専利法改正（2013年1月1日施行）及び商標法改正（2012年7月1日施行）が行われ、数年ぶりの大規模改正となった。この専利法改正については、一部内容を変更する法改正が行われ、2013年6月13日に施行されている。2013年1月には営業秘密法が、2014年5月には智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法が改正され、営業秘密の保護が強化された。2015年には専利師法改正（2016年1月1日施行）が行われ、専利師の受託できる業務範囲や職前訓練等、実務的事項が改正された。また、2016年の専利法施行細則改正（2016年3月9日施行）では公告延期制度が拡充された。さらに、TPP対応改正法案として議論されていたグレースピリオドの要件緩和については、TPP対応に先駆け、議員提出法案として審議され、2017年5月1日施行された。

a. 専利法改正

ア) 2013年1月1日施行

主な改正内容は以下のとおりである。

- ・ 新規性喪失の例外事項として、刊行物発表を追加。¹
- ・ 故意でなく出願時の優先権主張をしなかった場合、納付期限内に専利証書費又は年金を納めなかったため失権した場合に、その権利回復を申請するメカニズムの新設。
- ・ 特許請求の範囲と要約の明細書からの独立。

- ・ 出願人による自発補正の時的制限を緩和し、特許出願の初審における特許査定後30日以内に出願分割できるよう緩和。
- ・ 専利権の効力が及ばない事項について改正。例えば、非商用目的の非公開行為、台湾内外の薬物市場での販売許可の取得を目的とする研究試験、国際消尽原則の明確な採用等。
- ・ 医薬品又は農薬の専利権の期間延長に関する規定を改正。
- ・ 強制実施権の理由、手続及び補償金査定の規定を改正。
- ・ 開発途上国及び後発開発途上国（LDC）の公衆衛生問題のために、薬品の製造と輸入の強制実施を可能とした。
- ・ 専利の無効審判制度を改正。例えば、職権による審査の排除、一部請求項に対する無効審判請求を可能とした（無効審判と訂正審判の合併審判・合併査定等）。
- ・ 専利権侵害の主観要件を明確に定義し、損害賠償の計算方式、専利（登録番号の）表示の規定を改正。
- ・ 同一出願人による特許と実用新案の同日出願に関する規定を新設。TIPOが特許可能と認めた場合に、出願人にいずれかの権利を選択させ、出願人が特許を選んだ際に、実用新案はなかったものとみなす。
- ・ 部分意匠、アイコンとグラフィカルユーザーインターフェースの意匠、組物意匠を解禁し、関連意匠制度を新設。

1 2017年5月1日施行の法改正により、公開状態の制限を撤廃している。

イ) 2013年6月13日施行

- ・ 2013年1月1日施行の改正専利法では、特許及び実用新案の同一人による同日出願について、出願人が特許権を選択した場合に、実用新案登録は出願されなかったものとして取り扱われていたが、本改正により特許の公告日から消滅に変更。
- ・ 2013年1月1日施行の改正専利法施行で削除された、懲罰性損害賠償規定を復活。
- ・ 実用新案技術報告書の提示を警告時の条件として規定。

ウ) 2014年3月24日施行(水際保護に係る条文新設)

- ・ 裁判所に仮処分を申請することなく、税関へ書面をもって侵害の事実を説明し、担保金を支払うことで差押えを可能とする。

エ) 2016年3月9日施行(公告延期制度の拡充)

- ・ 意匠について査定後の公告延期期間を3か月から6か月に延長。

オ) 2017年5月1日施行(グレースピリオドの要件緩和)

- ・ グレースピリオドを12か月に延長。
- ・ 公開様態の制限を撤廃。
- ・ 出願時の主張義務を撤廃。

b. 商標法改正(2012年7月1日施行)

主な改正内容は以下のとおりである。

- ・ 商標登録の保護客体を拡大。例えば匂い、動きやホログラム等の新しい商標。
- ・ 「商標の使用」の態様について明文化。
- ・ 登録料の二期分納制度を廃止。
- ・ 商標の不当な併存登録の回避規定。
- ・ 故意でない納付期限徒過について回復規定を新設。
- ・ 消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがある場合、使用事実の立証規定を新設。
- ・ 「損害賠償」は侵害行為者に主観上の故意・

過失があることを必要とする。

- ・ 著名商標の識別性又は信用・名誉毀損のおそれの「可能性」だけで権利侵害行為とみなす。
- ・ 他人の「登録商標」を自己の会社名称等にすることを侵害とする。
- ・ 税関の職権による押収の法的根拠の明確化。
- ・ 産地証明標章、産地団体商標等を明確化、証明標章権の直接・間接侵害の刑事罰規定を新設。

c. 営業秘密法改正(2013年2月1日施行)

- ・ 刑事罰の追加：最大5年の懲役、5,000万台湾ドル(約1.5億円)の罰金等、厳罰化。
- ・ 域外加重規定：営業秘密の台湾外への持ち出しに対し、罰則を加重し非親告罪とした。
- ・ 刑事罰の両罰規定：法人の代表者又は従業員が、業務の遂行によって刑事責任を負う場合、法人に対しても罰金を課す。
- ・ 違反防止行為者の保護：両罰規定は存在するものの、法人等が違反行為防止措置を実施していれば、処分対象より除外する。

d. 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法改正(2014年6月6日施行)

ア) 智慧財産案件審理法¹

- ・ 当事者が営業秘密を侵害されたと主張し又は侵害のおそれがあるとの事実を釈明し、相手方がそれを否認するときは、相手方は期限を定めて否認の理由を答弁するよう命じられる。相手方が正当な理由無く期限内に答弁しなかった又は答弁が具体的でなかった場合、事情を参酌して当事者が釈明済みの内容を真実と認めることができる。
- ・ 営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院が管轄する。

イ) 智慧財産法院組織法

- ・ 営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院の管轄になったことによる改正。

1 知的財産訴訟手続を規定する法律であり、刑事、民事及び行政訴訟の起訴、上告及び抗告についての管轄法院等を規定している。

e. 専利師法改正(2016年1月1日施行)

- ・ 専利訴願と行政訴訟、専利侵害鑑定及び専利コンサルタント等の事項を含む専利師の受託できる業務範囲の拡大。
 - ・ 法人で雇用される就業形態を追加。
 - ・ 専利師及び専利代理人への在職者研修制度の追加。
- ・ 専利師証書を取得せずに特定業務を受託する、専利師証書を他人へ借用する、不実の広告、営業広告を掲載するなどの行為に対する罰責の強化、並びに現行の制裁後に刑事罰という手続から直接刑事罰に処することができるよう改正。

台湾智慧財産局（TIPO）の特許審査に関する取り組み

日本台湾交流協会 台北事務所

審査迅速化への取り組み

台湾においては、かつての日本と同様、特許審査に要する期間の長期化が問題となっていました。2012年には、審査終結期間が最長46月まで長期化し、審査の迅速化が求められていました。それに対し、台湾智慧財産局は、2011年、清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画）を策定し、2016年に審査終結期間を22か月まで短縮するとの目標を掲げ、①審査官の増員、②任期付き審査官の採用（170名）、③兵役代替役による審査補助、④外部検索機関（特許検索中心；PSC）の設立、といった取組を行ってきました。

その結果、2016年の末には、審査終結期間が20か月まで短縮され、目標が達成されました。

しかしながら、目標達成とともに、2016年末をもって、清理専利積案計画は終了となりました。上記取組の②、③により採用された職員の採用期間は満了となり、採用の継続は予定されていません。よって、本年以降は、以前よりも少ない人員で審査業務に対処していくこととなり、限られた人員にて、短縮した審査期間をいかに維持していくかが、智慧財産局の今後の課題となります。

審査品質向上への取り組み

一方、審査迅速化の目標達成後を見据え、智慧財産局は特許審査の品質の向上を目的として、各種取り組みを進めてきました。

智慧財産局は、以前より、特許審査に対するチェックシステムの構築、特許審査品質諮問委員会の開催などの取り組みを行ってきましたが、2016年8月には、さらに、特許審査品質企画ワーキンググループを立ち上げ、各国の品質管理制度の分析等を行ない、その結果、12月には、品質チェックに関する計画が作成されました。

本年は、当該計画の下、①チェック担当者の選任基準の明確化及びトレーニングの導入、②チェック項目、内容の詳細化、明確化、③外部審査官案件に対するチェックの強化、等のチェック強化の施策が行われるとともに、品質チェックの基準を統一するため、特許審査品質チェック作業要領を策定する等の方向性が示されており、本年は、台湾における特許審査品質管理への取り組みが大きく前進する一年となりそうです。

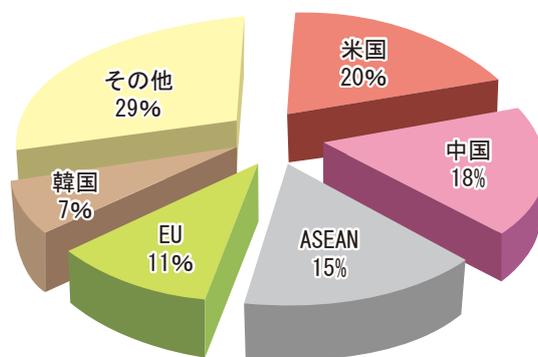
7 ASEAN における動向

2016年の我が国からASEAN諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、ASEAN諸国における日本企業による海外現地法人数も増加している。また、我が国企業の中長期的有望事業展開先国・地域として5か国が10位以内に入るなど、ASEAN諸国は我が国企業の今後の事業展開先として有望視されている。

他方、ASEAN諸国の知的財産制度の整備状況としては、知的財産制度が整い、先進的な取組を行う国から、知的財産制度の発展が初期段階の国まで様々である。そのような中、ASEAN諸国は、投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の知的財産制度の整備・強化に向けて積極的に取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、近年の知的財産政策の動向、ASEAN各国の取組を紹介する。

3-1-16図 国別貿易動向（輸出）2016年



(資料)2016年財務省貿易統計を基に特許庁作成

(1) 我が国との関係

我が国とASEAN諸国の関係では、ASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)を通じ、知的財産分野における日アセアン間の協力の在り方を議論してきた。また、2012年2月には、日アセアン間の知的財産協力を進めていくため、第1回日アセアン特許庁長官会合が東京で開催され、ASEAN諸国の経済成長のための知的財産保護強化及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択された。さらに、同年7月には、第2回日アセアン特許庁長官会合がシンガポールにて開催され、日本国特許庁とASEAN諸国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各国の保護レベル格差といったASEAN諸国が抱える課題に対応するため、また、進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用のため、具体的なアクションプラン(行動計画)を設け

ることとなった。同年以降、日アセアン特許庁長官会合において、我が国のASEAN諸国への知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。2015年5月には、第5回日アセアン特許庁長官会合が奈良にて開催され、ASEAN経済共同体(AEC)の実現後も日アセアンの知財協力を深化させること等を確認した「日アセアン知財共同声明」が採択された。2016年7月にはインドネシアにて第6回日アセアン特許庁長官会合が開催され、特許マニュアル(審査基準)の改訂/作成支援、国際出願制度(マドリッド協定議定書等)の加盟/運用支援、知財庁における人材育成、審査業務管理に関する協力等を含む、2016年度に実行する日アセアン知的財産権アクションプラン(2016-2017)に合意した。2017年5月には第7回日アセアン特許庁長官会合が金沢で開催され、知財環境の更なる強化を目指す新たな日アセアン協力の方向性を確認した「日アセアン知財共同声明」が採択された。

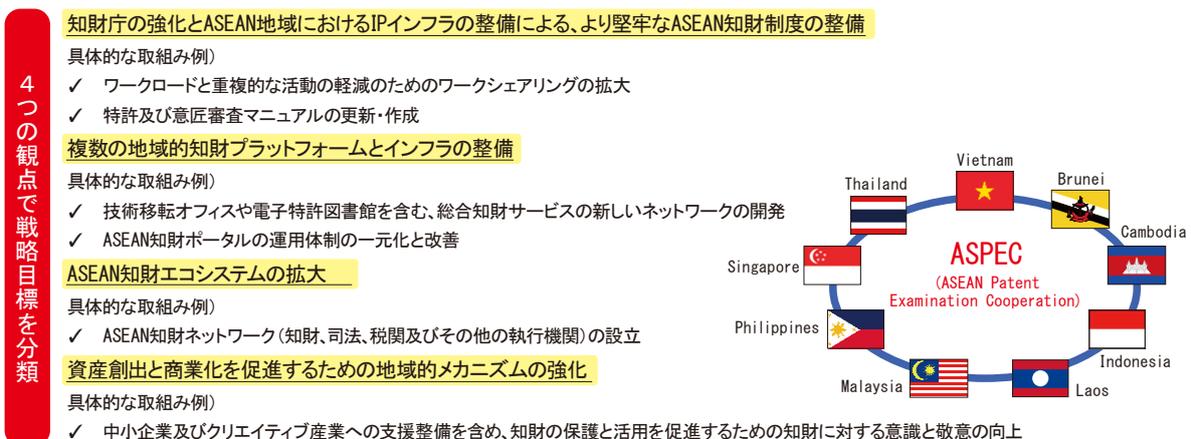
(2)近年の知的財産政策の動向

2015年12月、ASEANは、ASEAN経済共同体(AEC)を実現し、「ASEAN知的財産権アクションプラン(2011-2015)」の後継となる「ASEAN知的財産権アクションプラン(2016-2025)」の概要版をまとめ、知的財産分野において積極的な取組を行ってきた。本アクションプランは、2015年11月の第27回アセアンサミットにおいて採択されたもので、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化等が目標として掲げられている。2017年2月には、「ASEAN知的財産権アクションプラン(2016-2025)」の概要版の実施のタ

イムラインが特定された最終版がAEC2025統合戦略アクションプランの一部として公開された。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC:ASEAN Patent Examination Cooperation)プログラムを2009年6月より開始した。これは、出願人が、ASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている¹。

3-1-17図 ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025及びASPECプログラムの概要



(資料)特許庁作成

(3)ASEAN各国の取組

①インドネシア

インドネシアにおいては、模倣品や海賊版等の不正商品問題が大きな課題となっており、インドネシア知的財産総局の捜査官と警察の協力の下、特許権、意匠権、商標権、著作権を対象として違法品の摘発を行っている。

このような状況の中、2011年4月から2015年4月まで、国際協力機構(JICA)と協力した「知的財産権保護強化プロジェクト」が実

施され、2015年12月からは協力相手機関を拡充し「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が開始された(第3部第2章3.(1)②参照)。同プロジェクトにおいて、日本国特許庁としても、(i)長期専門家としての職員の派遣、(ii)必要な短期専門家の派遣、(iii)研修生の受入等、積極的な協力を行い、インドネシア知的財産総局における審査官育成計画の策定、審査基準の制定、知財エンフォースメント関

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。2017年5月現在で187件の利用がされている。
(<http://www.aseanip.org/Statistics-Resources/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>)。

連機関の連携強化等を支援している。

また、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁は、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、2014年8月、審査能力の強化や庁内運用支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査官の派遣や、インドネシア知的財産総局からの訪問団を受け入れて、マドリッド協定議定書加盟を含む商標制度に関する意見交換等を行った。更に2016年10月には、両国の知財関係者が知財環境を取り巻く最新状況を共有することを目的の一つとして、第2回日インドネシア知財フォーラムを東京で開催した。

なお、2013年6月1日以降にインドネシア知的財産総局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

また、2013年6月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラムについて、2016年7月より更に3年間延長している。さらに、日本国特許庁は、2016年6月から12月にかけて、計4回、インドネシア知的財産総局に特許審査ハイウェイ専門家を延べ7名派遣し、円滑な運用がなされるよう支援を行った(第2部第1章3.(1)①c. 参照)。

②カンボジア

カンボジアは、2011年から毎年7%の経済成長率を達成しており、2016年1月末時点で200社以上の日系企業が進出するなど、投資額も急増している。経済発展に伴い、カンボジアへの出願件数も増加しており、特に商標に関しては、2014年の出願件数は5,000件弱に増加している。2015年6月5日より、カンボジアへマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が可能となったことにより、今後も商標出願が増加することが予想される。また、2016年12月に特許協力条約(PCT)へ加盟し、2017年2月にハーグ協定ジュネーブ改正協定へ加盟するなど知財制度の整備を急速に進めている。

カンボジアにおいては、(i) 商業省が、商標、

商号、地理的表示、営業秘密等を所管し、(ii) 工業手工芸省が、特許、意匠、半導体回路配置等を所掌し、(iii) 文化芸術省が著作権を所管している。そして、それらを束ねる国家知的財産権委員会が、国家知的財産戦略を一元的に策定している。

また、国家知的財産権委員会及び商業省と日本国特許庁は、2014年11月に、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官等職員の能力向上等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の運用に関する知見共有等の協力を行った。また、2016年7月1日より、工業手工芸省との間で特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)を開始した(第2部第1章3.(2)参照)。加えて、2016年12月におけるPCTの発効以降、工業手工芸省が受理したPCT国際出願の国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として日本国特許庁を選択することが可能となっている。

③シンガポール

シンガポールは、World Economic Forum (WEF) Global Competitiveness Report (2015-2016)において、知的財産保護水準が世界4位となるなど、知的財産制度の整備水準は非常に高い。2013年3月には、シンガポール法務局により設立された知的財産運営委員会が公表した「知的財産ハブ基本計画(IP Hub Master Plan)」において、シンガポールが(i) 知的財産取引・管理のハブ、(ii) 質の高い知的財産出願のハブ、(iii) 知的財産紛争解決のハブを通じてアジアでのグローバルな知的財産ハブとなることが戦略目標として描かれている。

シンガポールでは、我が国を含む米国・欧州特許庁等8か国・機関を所定特許庁とする修正実体審査制度(MSE: Modified Substantive Examination)が採用され、日本等における対応特許出願、対応国際出願又は関連国内段階移行出願での調査及び実体審査の最終結果を

提出して補充審査¹を請求できる、いわゆる「外国ルート」という特許審査のルートがある。シンガポール知的財産庁は、特許審査官の採用を開始して自ら実体審査を行う体制の整備を進めており、この「外国ルート」を2020年1月に廃止する旨を公表した。

シンガポール知的財産庁と日本国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書に基づいて、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。さらに、2014年8月には、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官協議による実体審査能力の向上や特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2016年度には、電気・情報分野についての特許実務指導を実施した。

シンガポール知的財産庁は2009年から日本国特許庁と特許審査ハイウェイプログラムを実施し、2014年11月からはグローバル特許審査ハイウェイにも参加している。

2015年9月より、シンガポール知的財産庁はASEAN諸国の知的財産庁として初めて国際調査機関（ISA）、及び国際予備審査機関（IPEA）として稼働を開始した。また、2016年4月以降に日本国特許庁を受理官庁としてなされた英語によるPCT国際出願については、出願人がシンガポール知的財産庁をISA及びIPEAとして選択することが可能となっている。

また、2016年8月には、シンガポールで開催されたシンガポール知的財産庁主催の知的財産セミナー（IP WEEK）に出席するとともに、日本国特許庁のグローバルな取組及び企業の知的財産戦略をテーマとした特別セッションを開催した。

④タイ

タイは生産拠点、あるいは消費市場として、ASEAN諸国の中でも特に日本企業の進出が多

い国であり、日本からの特許出願件数も増加している。反面、審査官のワークロード増大とそれに伴う審査遅延が最大の課題となっており、適時になかった審査結果を出すことが難しくなっている。

タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係の更なる強化、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わしている。同覚書に基づき、2016年度は、2016年10月以降、特許審査官を増員しているタイ知的財産局の新人審査官研修に、講師として特許審査官を延べ8名派遣して、約50名の新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、新人審査官を指導する立場にある審査官向けの研修を合わせて実施した。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

また、2014年1月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラム（2年間）について、2016年1月より更に2年間延長している。



タイの新人審査官研修の様子

⑤フィリピン

フィリピンでは、マドリッド協定議定書加盟が2012年7月25日に発効、同日からフィリピン知的財産庁はマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を開始している。

また、フィリピン知的財産庁と日本国特許

1 補充審査（Supplementary Search）では、補正が当初の開示内容の範囲内でなされたものであること、公序良俗に反する内容でないこと、ダブルパテントとならないこと、治療・診断方法に該当しないこと等が審査される。

庁は、2014年8月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、フィリピンからの要請により、メカトロニクス分野における特許審査官を派遣した他、フィリピン知的財産庁によるISA・IPEAとしての任命申請に先立ち、同庁における任命要件の充足状況を評価するための専門家派遣を行った。更に、フィリピンにおいて知的財産権を活用し易い環境を整備するため、フィリピン知的財産庁長官等が、我が国特許庁を訪問するとともに、日本の関係機関等と意見交換を行った。

なお、2002年1月よりフィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

また、2012年3月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラムについて、2015年3月より更に5年間延長している。

⑥ブルネイ

2016年3月、ブルネイ知的財産庁の所属が、これまでのブルネイ経済開発委員会から、首相府直下のエネルギー・産業局に移管された。

ブルネイ知的財産庁は、2011年11月にパリ条約、2012年4月に特許協力条約(PCT)、2013年12月にハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟し、2017年1月にはマドリッド協定議定書に加盟している。

また、2012年1月からは、特許制度については、従来の再登録制度から委託審査制度へ移行し、委託審査制度の下では、ブルネイ知的財産庁が受理した特許出願について、方式審査はブルネイ知的財産庁が行い、実体審査については、デンマーク、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行うこととなっている。なお、従来の再登録制度は、英国、マレーシア、シンガポールで特許登録された発明について、申請により(自動的に)特許権を設定するものであった。

また、ブルネイ知的財産庁と日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とする

PCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄化に伴う協力等を含む協力覚書を取り交わし、2015年10月よりブルネイ知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。また、同覚書に基づき、2016年度は、マドリッド協定議定書加盟後の運用支援のために専門家派遣を行った。

⑦ベトナム

ベトナム政府が2011年に打ち出した10か年計画「社会経済開発戦略」では、2020年までにベトナムを近代工業国にするという目標が掲げられている。また、経済成長に伴いベトナムにおける知的財産の重要性も今後急速に拡大していくことが予想される。我が国からのベトナムへの直接投資も活発で、多数の我が国企業がベトナムに進出しており、我が国にとってもベトナムにおける知的財産保護環境整備は重要な課題である。

このような状況の中、ベトナム国家知的財産庁と日本国特許庁は、2012年2月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。2014年10月には、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成といった従来までの協力に加え、審査のワークシェアリングの協力等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2016年度は、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や、特許審査官の派遣等を行った。

2012年6月から2017年3月まで、国際協力機構(JICA)と協力した知的財産権の啓蒙及び取締り強化プロジェクトが実施され、日本国特許庁から長期専門家として職員を派遣し(第3部第2章3.(1)②参照)、(i)知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進、(ii)知的財産行政及びエンフォースメント機関の能力向上、(iii)知的財産関連機関の連携強化等を目的とした支援を行った。

また、2012年7月1日以降にベトナム国家知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する

国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

さらに、2016年4月1日から、日本国特許庁とベトナム国家知的財産庁との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始した。

⑧マレーシア

マレーシアでは、2011年2月の特許・商標規則改正により、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。2013年7月には改正意匠法が施行され、新規性阻却事由が世界公知にまで拡大されるとともに、従前は最長15年であった権利期間が最長25年となった。

マレーシアは、シンガポールと同様に修正実体審査制度(MSE)を採用しており、日本国特許庁がその所定特許庁となっている。日マレーシア両特許庁長官によるMSE申請手続簡素化に係る覚書への署名¹(2007年3月)、日・マレーシア経済連携協定(EPA)第1回知的財産小委員会におけるMSE制度運用改善の確認(2008年1月)等、MSEの利用促進のために様々な取組が進められている。

また、マレーシア知的財産公社と日本国特許庁は、2015年1月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査官の派遣や、マレーシア知的財産公社の訪問団を日本国特許庁へ受け入れて、異議及び審判制度について意見交換を行った。

なお、2013年4月からは、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

また、2014年10月1日から、日本国特許庁とマレーシア知的財産公社との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。

⑨ミャンマー

民主化・経済改革に向けた動きが急速に進

展しているミャンマーは、消費市場としての魅力(人口約5,100万人)に加え、ASEAN、中国、インド等への高いアクセス性、豊富で安価な労働力等から、投資先として注目されている。一方、知的財産を保護する法制度整備が十分でなく、また、未だ知的財産庁が設立されていない。ミャンマー政府にとって、外国からの投資を呼び込み、更なる経済発展を遂げるため、知的財産関連法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上等、知的財産権を適切に取得・保護できる制度整備が急務の課題となっている。

このような状況の中、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官は、2013年2月に会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した。その後、毎年度、ミャンマー科学技術省と日本国特許庁は、知的財産法案整備及び知的財産庁設立支援、及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた、知財分野の協力に関する合意文書に署名し、協力を実施してきた。この合意文書に基づき、2015年3月、日本国特許庁は、現地で直接的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へ国際協力機構(JICA)専門家として特許庁職員を長期派遣した(第3部第2章3.(1)②参照)。

2016年3月、新政権発足及び省庁再編により、知的財産の所管が科学技術省から教育省へ移り、2016年7月、ミャンマー教育省と日本国特許庁は、知財分野の協力に関する合意文書に署名した。特許庁は引き続き、JICAの協力のもと、職員をミャンマー教育省へ長期派遣し、その合意文書に基づき知的財産庁の設立へ向けて準備を進めているミャンマーに対して、日本国特許庁の業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務が円滑に立ち上がるよう支援を行っている。また、2016年度、知的財産庁の業務プロセス構築、商標審査手法共有等のためそれぞれ専門家を派遣し、支援を行った。このような支援の成果も

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse_tetuzuki.htm

あり、ミャンマー知的財産庁の設立に向けて着実に前進している。

⑩ラオス

ラオスは、2013年2月にWTOへの加盟を果たし、2006年より10年連続で7%を超える経済成長率を達成するなど、今後も高い経済成長が見込まれる。

このような中、ラオス科学技術省知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産

の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査ガイドラインの策定等を支援した。また、2016年11月1日より、ラオス科学技術省知的財産局との間で特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)を開始した(第2部第1章3.(2)参照)。

また、2016年1月1日以降にWIPO国際事務局が受理したラオス国民又は居住者からのPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

成長著しい CLM 諸国に対する知財協力

日本貿易振興機構 バンコク事務所

6億人を超える総人口を有し、経済成長の著しい ASEAN 諸国の中で、2012年以降年7%前後の実質 GDP 増加率（経済成長率）¹でその成長の原動力となっているのは、後発開発途上国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーの3か国、いわゆる CLM 諸国です。

タイプラスワンとしても位置付けられる CLM 諸国は、我が国の企業にとって、将来有望な生産拠点・魅力的な消費市場としてその存在感を高めています。我が国の企業が企業活動を行うに当たり、十分な知的財産環境が整っている状況とは言えません。

このような状況の中、特許庁をはじめとする日本政府では、CLM 諸国に対し、知財環境の構築に向けた様々な側面からの支援を強化しています。

○カンボジア・ラオスに対する特許の付与円滑化に関する協力（CPG）

前掲のとおり、特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省と、2016年11月からラオス知的財産局との間でそれぞれ開始しています（第2部第1章3.（2）参照）。

カンボジアに対する CPG 申請は、2017年4月末時点で7件行われ、既に6件が特許登録されており、申請件数は着々と増加しています。これらの申請のうち、早いものでは申請から約1か月で登録に至っており、特許出願されたものの審査に着手されない状態が長い間続いていた 2015年までとは異なって、カンボジアにおける特許審査は確実に前へと進み始めています。

また、ラオスに対する CPG 申請は、2017年4月末時点で9件行われており、同月下旬に開催されたラオス IP フェアの開会式典では、同申請に基づいて初めて特許登録された3件について、ラオス科学技術大臣から特許証の授与式が行われるとともに、特許庁からの協力に対する感謝の意が伝えられました。



特許証の授与式（ラオス）

○ラオスに対する特許審査基準策定支援

特許庁では、2015年9月に全面改訂された特許審査基準に基づき、ASEAN 諸国をはじめとした各知財庁に対する審査基準策定支援を進めています。

ラオスの特許審査マニュアルは、2004年の策定以来改訂が行われておらず、近年の法改正にも対応していない状況が続いていましたが、2017年3月、日本国特許庁からの支援により、同マニュアルを最新の法制度・運用に即した内容とするとともに、我が国の特許審査基準を全面的に取り込む形で新たな特許審査マニュアルを策定しました。

○ミャンマー税関における模倣品対策支援

知的財産法が制定されていないミャンマーに対し、特許庁では2015年3月からミャンマー教育省（旧科学技術省）に長期専門家を派遣し、知財法制定・知財庁設立等に向けた支援を行っています（第3部第1章7.（3）⑨参照）。

他方、5千万人を超える人口を有し、消費市場としても大変魅力的なミャンマーでは、我が国企業にとって模倣品対策が大きな課題となっています。そこで日本政府では、これまで模倣品差止実績の無いミャンマー税関との間で、2015年から模倣品差止プロジェクトを開始しており、税関職員向けに複数回真贋判定セミナーを実施する等協力を続けてきました。



真贋判定セミナー（ミャンマー）

その甲斐あって、2017年3月下旬にミャンマー北部シャン州の内陸にある税関のチェックポイント（監視所）で、上記プロジェクトに参加した日系企業一社の製品に対する模倣品が差止められ、知財権侵害物品が初めてミャンマー税関によって押収された記念すべき事案が創出されました。

1 （資料）IMF World Economic Outlook Database」（2017年4月）

8

インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

インドは、BRICsの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。そのような中、両国間の経済関係の強化のために、2011年8月には、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、インドは、日本と共に、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の参加国でもある。

知的財産の分野においても、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁は、日本開催研修への審査官の受入れやインドへの講師派遣による人材育成等を通じ、積極的に協力している。また、2010年度から国際審査官協議を

開始しており、さらに、2013年度から、インド特許審査官に対して国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）としての審査実務に関する研修を実施している。また、2015年6月にはインド商工省産業政策・振興局（DIPP）と日本国特許庁との間で産業財産分野における協力覚書を締結¹した。2016年2月にはインド特許意匠商標総局長官を招へいしてインド知的財産制度セミナーを開催するとともに、また、同年4月から5月、8月の2回にわたり、インドの新人審査官研修に講師として特許審査官を延べ12名派遣して、約400名の新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うなどして、両国の知的財産の分野における協力関係を強化している。



インドの新人審査官研修の様子

(2) 近年の知的財産政策の動向

インドの知的財産制度は、1995年の世界貿易機関（WTO）への加盟以来、数度の法改正がなされるなど、整備が進められてきた。2005年に施行された改正特許法により、物質特許制度が導入され、医薬品関連発明に対して特許が与えられるようになった。

2012年3月には、ドイツ製薬メーカーが持つがん治療薬の特許権について、インド特許意匠商標総局長官は、強制実施権の発動要件を規定したインド特許法第84条に基づき、一定の条件の下で当該特許の利用を許可し²、現行法下で初となる強制実施権³が発動された。

1 インド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野での協力に関する覚書に署名しました：<http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.pdf>

2 インド特許意匠商標総局の決定：http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/precedent_201203_jp.pdf

3 一定の要件が満たされた場合に、行政庁等の裁定によって、他人の特許発明等を、その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施することができる権利。強制実施権はパリ条約やTRIPS協定で認められたものであるが、強制実施権が認められる要件は各国で異なる。なお、我が国において強制実施権が設定された事例はない。

一方、2013年3月、米国企業が持つ慢性骨髄性白血病治療薬に関する特許権について、強制実施権の発動が申請されたが、2013年10月、インド特許意匠商標総局長官が棄却する決定を下すなど、他に強制実施権の設定の申請をインド特許意匠商標総局長官が認めたケースは今のところない。

また、2013年4月には、インド最高裁が、医薬品の特許権付与に一定の制限を規定した特許法第3条(d)に対して、同機関として初めて解釈を示した。本件では、スイス企業のがん治療薬に関する特許出願について、特許すべきでないとの判断が下されている。

インド政府は、2014年9月に、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進している。2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権促進・管理機関(CIPAM)の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

(3)インド特許意匠商標総局の取組

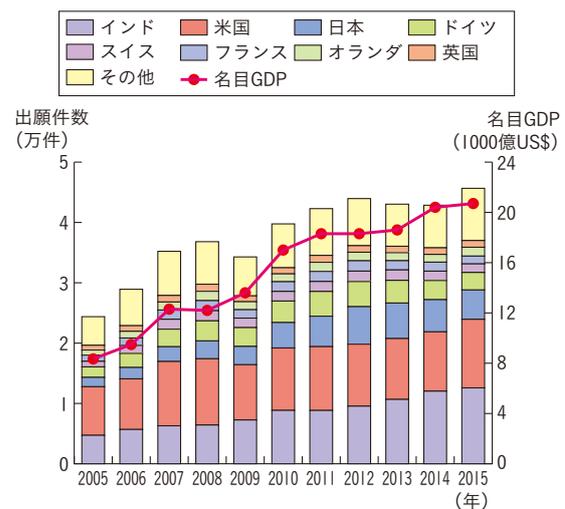
インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、約460名の新人審査官の大量増員を採用するなど、審査処理促進

に向けた取組を進めており、2018年3月までにFA(First Action)期間を18ヶ月まで短縮することを目標としている。制度面でも2016年5月には、早期審査制度の導入を含む特許規則の改正を行うなどの対策を実施した。また、インド特許意匠商標総局は、電子出願受付及び公報検索サービス導入、特許審査の進捗公開等の電子化及びインターネット上での情報開示を進めている。

インド特許意匠商標総局は、2013年7月にマドリッド協定議定書に基づく商標出願の受理を開始した。また、同年10月には、国際調査機関(ISA)・国際予備審査機関(IPEA)として運用を開始している。

3-1-18図

インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
下記を基に特許庁作成
(資料) 出願件数: WIPO統計、名目GDP: 世界銀行

インド最高裁長官の訪日を契機に日印裁判官の交流が進展

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所

2016年5月、JETRO・ニューデリー事務所が主催した「インド司法制度・知財訴訟セミナー」への講演等のため、インド最高裁判所のThakur（タクル）長官（当時）とともに、インド最高裁判所判事2名、インド政府の筆頭法律顧問であるRohatgi（ロハトギ）法務長官を含めたインド司法関係者が来日しました。

タクル長官を含めたインド司法関係者が知的財産セミナーで講演したことにより、日本での知財訴訟に対する理解が深まるだけでなく、日印間の裁判官間の交流が促進される契機となりました。

○インド司法制度・知財訴訟セミナーでの講演（東京・広島・京都）

タクル最高裁長官は、インドの裁判官は裁判所が指名しており行政等は関与していないことからインド司法は独立性が高いこと、インドの知的財産制度は100年以上の歴史があること等を紹介し、司法の観点からするとインドへの投資は安全であることを強調しました。

Dave（ダベ）最高裁判事は仲裁手続に関する講演、Ramana（ラマナ）最高裁判事はインド司法制度の概要や最近の知的財産に関する判決等の講演、ロハトギ法務長官は商事裁判所等の最近の裁判所改革等について講演しました。



○寺田最高裁判所長官への表敬訪問

日本とインドは経済面だけではなく司法面での関係構築も必要なこと、裁判官の研修制度に関することや両国の裁判官の交流について意見交換がなされました。



○知的財産高等裁判所との意見交換

意見交換では設楽所長（当時）から、日本の知的財産訴訟の特徴等について紹介をしました。タクル長官からは、知財訴訟の判決に関する情報共有や仲裁の活用等に関して意見交換が行われるとともに、日印の裁判官の交流についても提案がなされました。



○進展する日印裁判官交流

タクル最高裁長官訪日後の2017年2月、JETRO・ニューデリー事務所は、インド南部で州首相、インド最高裁判所判事2名、デリー高等裁判所長官を含め、裁判官9名が参加する知的財産に関する国際ワークショップを開催しました。

このワークショップには、特別ゲストとして日本の知的財産高等裁判所の片瀬判事が開会式で挨拶するとともに、知的財産権法のセッションにも登壇しました。

片瀬判事が訪印された際、インド最高裁判所に訪問して事務局長と意見交換した他、デリー高等裁判所長官への表敬訪問やデリー高等裁判所4名と知的財産訴訟等について意見交換を実施しました。

知的財産という観点から日印裁判官の交流が進展しつつあります。



9 ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁は、ロシア特許庁（Rospatent）と2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）を開始し、2013年6月からはPCT-PPHの試行を開始している。2010年6月からは国際審査官協議も開始した。また、日本国特許庁は、ロシアを含む独立国家共同体（CIS）8か国¹が加盟するユーラシア特許庁との間で、2013年2月から通常PPH及びPCT-PPHを開始した。本制度を利用することで、CIS 8か国で有効な広域特許を早期に取得することが可能となる。2013年1月からは国際審査官協議も開始した。

2016年10月には、第20回ロシア特許庁年次総会が開催され、日本国特許庁から専門家を派遣した。

さらに、2016年12月、日本国特許庁とロシア特許庁は両国の知財制度・運用の理解促進、PPH導入に向けた両庁の協力や人材育成分野における協力などによる知財制度の向上、及び情報発信などによるユーザーとの交流促進等、その関係をさらに強化することを目的として、協力覚書に署名した。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO)

加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産の分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、従来非居住者向け料金の方が高く設定されていたが、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

ロシアは、2008年1月に知的財産関連法の大幅な改正を行い、特許法を始めとする多くの知的財産関連法を民法典第四部²に一本化した。その後、同国は関連規定の整備等を進めており、ロシア特許庁は、2010年に欧州特許庁との制度近似化プロジェクトを行い、審査ガイドラインを作成した。2014年10月には、実用新案の実体審査の導入と世界公知の採用、意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連の訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審と破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、ロシア特許庁と欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

1 ロシア、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニアの8か国
2 民法典第四部和訳： http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳： http://www.rupto.ru/rupto/nfile/3b05468f-4b25-11e1-36f8-9c8e9921fb2c/Civil_Code.pdf

10

ブラジルにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ブラジルにおける近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国との関係においては、2010年4月に、日本国特許庁とブラジル産業財産庁が知的財産分野における協力覚書に署名しており、この協力覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進めている。国際審査官協議を2012年から開始しており、直近では2015年8月に日本国特許庁の特許審査官2名をブラジル産業財産庁へ派遣している。また、2014年9月には、国家衛生監督庁（ANVISA）と初めて長官級会談を行い、互いの審査に関する理解を深めるべく、両庁間の協力を進めていくことにつき認識を共有した。また、2016年10月には、日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）サンパウロ事務所に知財専門家を派遣し、ブラジルを始めとした南米各国との連携を強化している。

また、2009年より、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日伯貿易投資促進合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進産業協力合同委員会¹として開催することとし、2015年9月の会合では、日ブラジル間の知的財産権分野の協力及びブラジルにおける特許審査の迅速化につき意見交換を行った。また、2016年2月には、同委員会に向けた中間会合がブラジリアで開催され、知的財産分野についての協議も行われた。2016年10月の会合では、特許審査のワークシェアリングについて検討するワーキンググループの新設についての覚書に署名され、その後、2016年11月及び2017年2月に同ワーキンググループで引

き続き議論がなされた結果、日本国特許庁とブラジル産業財産庁は2017年3月、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を2017年4月1日より開始することに合意した。ブラジル産業財産庁が受け付けるPPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限はあるものの、日本国特許庁とのPPHが開始されることで、特許審査における遅延が大きな問題となっているブラジル産業財産庁における特許権の早期取得が期待される。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に行われるが、一次審査通知までの期間が審査の早い分野でも9年²（2015年3月時点）と、審査の遅延が課題となっており、ブラジル産業財産庁は、2012年時点で240名であった特許審査官を、2015年には700名まで増員する計画を立てたが、2016年12月時点において289名となっている。またブラジル産業財産庁は、手続の電子化を進め、商標については、2007年から電子出願の受付を開始しており、特許についても2013年3月から電子出願の受付を開始した。将来的なマドリッド協定議定書の加盟を目指して、18か月以内の審査終了という目標を掲げて、商標出願の審査処理の迅速化にも取り組んでいる。2016年1月からは、米国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、前記したように日本国特許庁との間でも2017年4月から開始した。

ブラジル産業財産庁は、2007年10月に開催されたWIPO加盟国総会において国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）とし

1 2013年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。

2 平成26年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」

て承認され、2009年8月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム (PROSUR)¹」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進めている。

ブラジル産業財産権法によれば、医薬用の製品及び方法に関する特許の付与には、国家衛生監督庁 (ANVISA) の事前同意が必要であ

る。従来、ブラジル産業財産庁で審査が行われた後に ANVISA で特許出願の審査が行われていたが、2012年に手続が変更され、ANVISAでの審査の後にブラジル産業財産庁での特許出願の審査が実施されることになった。(2017年3月、ANVISAは安全性の検査に徹し、特許審査についてはブラジル産業財産庁が行っていく旨がブラジル産業財産庁ウェブサイトにて報じられたが、具体的な運用は今後公表される予定である。)

1 PROSUR: 2008年に設立された南米9か国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ)による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。

ブラジルにおいて医薬品関連特許出願に対する重複審査が解消されます

日本貿易振興機構 サンパウロ事務所

「医薬用の製品及び方法に関する特許の付与は、国家衛生監督庁（ANVISA）の事前の同意を必要とする」との条文（第 299C 条）が、2001 年の改正でブラジル産業財産法に導入されました。この条文に関する細則等は存在せず、「事前の同意」の範囲が、公衆衛生の観点からの同意を意味するのか、それとも特許性という観点からの同意も含むのかは明らかではありませんでしたが、ANVISA はこの条文における「事前の同意」の範囲に特許要件の審査も含まれるとの解釈のもと、ブラジル産業財産庁（INPI）とは別に、ANVISA も独自に特許審査を行っていました。

このような特許審査を別機関で二重に実施する特殊な制度は、ブラジルにおける特許審査遅延の原因の一つとなっていました。一般社団法人「日本国際知的財産保護協会」が公表している「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」（第 42 頁）によれば、2015 年時点において、特許出願日から INPI によるファーストアクションまでの期間は医薬分野で平均 12 年以上となっています。

2017 年 4 月 12 日、大統領公邸にて、Temer（テーメル）大統領らが見守る中、INPI の Pimentel（ピメンテル）長官と ANVISA の Barbosa（バルボーザ）長官は重複審査問題を解決することを目的とした新しい規則に署名を行いました。この規則により、今後は、ANVISA は薬害のリスクなど公衆衛生の観点からのみ審査を行い、特許要件については INPI が単独で審査することになります。重複審査が解消されることから、医薬品関連特許出願の審査の迅速化が期待されます。



新しい規則への署名を終えた両長官

11

その他の地域（中南米、中東、アフリカ）における動向

(1)中南米

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム (CADOPAT)¹」、南米諸国には産業財産における地域協力システム (PROSUR) によるウェブプラットフォーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月から特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行した。また、日本国特許庁とメキシコ産業財産庁とは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012年から開始しており、2015年2月には、メキシコ産業財産庁の特許審査官2名を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行っており、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。日本国特許庁との関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月にPPHの試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、日本国特許庁との関係においては、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、アルゼンチン知財庁と日本国特許庁との間で、知財制度の理解促進、審査効率や処

理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされた。また両庁は、2016年10月に、特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を2017年4月1日より開始することに合意した。

チリは、日本国特許庁との関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入れ等の協力を行ってきたが、日本国特許庁とチリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年3月に、PPHの試行を同年8月1日より開始することに合意した。

(2)中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。これに対し、我が国は、ドバイ税関職員に対し我が国企業から真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力を行っている。また、日本国特許庁は日本貿易振興機構 (JETRO) ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、日本政府の支援の下、ドバイにおける各国政府機関等との連絡を強化し、日系企業同士が情報共有を図ることを目的に、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会 (中東 IPG)²が発足した。

湾岸諸国 (バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール) においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会 (GCC) 特許庁が設けられている。2017年3月現在、GCC加盟国における商標制度の統一をはかる統一GCC商標法

1 CADOPAT : 2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2016年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)。

2 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/03/28aced5371abdd96.html>

がクウェート、バーレーン、サウジアラビアにおいて施行されており、近く他の GCC 加盟国も同法が施行される見通しである。また、2016年9月にクウェートが特許協力条約 (PCT) に加盟したことで、GCC メンバー国全てが PCT へ加盟したため、現在広域特許庁としての GCC が PCT 加盟を目指している。

イスラエルは、2009年の WIPO 加盟国総会において国際調査機関 (ISA) として承認され、2012年6月から業務を開始した。また、我が国とイスラエルとの間では2012年3月より特許審査ハイウェイ (PPH) が試行され、さらに両国とも2014年に立ち上げられた「グローバル PPH」に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続により早期審査の適用を申請することができるようになった。なお、2010年9月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

2016年10月、日本国特許庁とトルコ特許庁との間で、両国の知財制度・運用の理解促進、PPH 導入に向けた両庁の協力や人材育成分野における協力などによる知財制度の向上、及び情報発信などによるユーザーとの交流促進等、その関係をさらに強化することを目的として、協力覚書に署名した。

(3) アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)¹、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関 (OAPI)² という二つの広域特許庁が存在する。我が国は WIPO へ毎年「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」を拠出し、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している (第3部第2章3.(1)(2)参照)。2016年8月には、日本政府が主導するアフリカの開発をテーマとする国際会議であるアフリカ開発会議の第6回会合 (TICAD VI) が初めてアフリカ (ケニア) で開催された。その一環として行われた日本企業の製品・技術を広報する「ジャパンフェア」において、日本国特許庁は、アフリカ諸国に対する知的財産分野での人材育成に関する支援 (2016年2月及び2017年1月、新たに特許実体審査を開始する予定の南アフリカから研修生を各年約10名ずつ日本に招へし、「南アフリカ特許審査実務コース」を実施) や、上記 WIPO ジャパン・トラスト・ファンドを活用した知的財産関連制度、執行面の整備、情報化等の支援の取組について、アフリカ諸国政府関係者等に対し積極的に広報を行った。

1 アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) : 加盟国 (19ヶ国) は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ。

2 アフリカ知的財産機関 (OAPI) : 加盟国 (17ヶ国) は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ及びコモロ。

UAE の司法における知財に関する取組

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

アラブ首長国連邦（UAE）は、その名の通り、7つの首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウム・アル・カイワイン、ラス・アル・ハイマ、フジャイラ）からなる連邦制を採用しています。そして、UAEにおける裁判所構成は、連邦裁判所と、アブダビ、ドバイ及びラス・アル・ハイマにおける首長国裁判所が並存しています。連邦裁判所と首長国裁判所とは互いに独立していて、両者は上級審と下級審という関係ではありません。連邦裁判所は連邦政府の決定に対する不服申立てなど連邦に関する事項を管轄とし、首長国裁判所は連邦裁判所の管轄に属さない事項を管轄としています。ただし、首長国裁判所を有しない首長国では、全ての事項を連邦裁判所が管轄します。このため、例えば、ドバイにおける商標権侵害事件はドバイ首長国裁判所が担当しますが、シャルジャにおける商標権侵害事件はシャルジャにある連邦裁判所が担当します。

知財保護の重要性が年々高まる中で、UAE 司法省は、2016年2月に、各首長国にある連邦裁判所に、知的財産に関する裁判を専門に扱う知的財産部を設立することを定めた省令（2016年第137号）を発令しました。同司法省の関係者は、知的財産部の設立について、「国家として急速に知財への関心が高まっていることを反映したものであり、知的財産権に関する紛争について早期の解決を可能とするものである」と述べています。この省令により、はじめに、アブダビとシャルジャの連邦裁判所に知的財産部が設立されました。他の首長国にある連邦裁判所にも順次拡大しています。また、アブダビ首長国裁判所にも既に知的財産部が設立されています。

知的財産部の拡大に合わせて、同司法省の司法研修・研究所（Institute of Training and Judicial Studies）は、裁判官向けに、知財訴訟に関する手続や知財に関する専門的事項についての理解を促進するための特別研修を実施しています。司法研修・研究所は、知財イベントにも積極的に参画するなど、UAEにおける知財保護の推進に重要な役割を果たしています。



シャルジャの学術エリアにある司法研修・研究所。この周辺には、大学のキャンパスが広がる。